

美郷町過疎地域持続的発展計画

令和8年度～12年度

(令和8年6月2日改定)

秋 田 県 美 郷 町

目 次

第1章 基本的な事項	1
1 美郷町の概況	1
（1）諸条件	1
ア 自然的条件	1
イ 歴史的条件	1
ウ 社会的条件	2
エ 経済的条件	2
（2）過疎の状況	3
ア 人口等の動向	3
イ これまでの対策	4
ウ 現在の課題	4
エ 今後の見通し	5
（3）社会経済的発展の方向の概要	5
ア 産業構造の変化	5
イ 経済的な立地特性	6
ウ 県の総合計画等における位置づけ	6
2 人口及び産業の推移と動向	7
（1）人口の推移	7
ア 人口の増減	7
イ 人口の構成	7
（2）人口の今後の見通し	7
（3）産業構造、各産業別の現況と今後の動向	8
ア 第1次産業	8
イ 第2次産業	9
ウ 第3次産業	9
3 行財政の状況	10
（1）行政の状況	10
（2）財政の状況	11
（3）施設整備水準等の現況と動向	12
4 地域の持続的発展の基本方針	12
（1）「持続可能な地域社会の形成」及び「地域資源等を活用した地域活力の 更なる向上」に向けた町の将来像	12
（2）「持続可能な地域社会の形成」及び「地域資源等を活用した地域活力の 更なる向上」に向けた基本的施策	12
ア まちづくり「6つの目標」	13

イ	みさと重点テーマ	14
5	地域の持続的発展のための基本目標	15
(1)	人口に関する目標	15
(2)	財政力に関する目標	15
(3)	地域の実情に応じ、地域の持続的発展のための基本となる目標	16
6	計画の達成状況の評価に関する事項	16
7	計画期間	16
8	公共施設等総合管理計画との整合	16
(1)	公共施設等の管理に関する基本的な考え方	16
ア	長寿命化の実施方針	16
イ	点検・診断等の実施方針	16
ウ	維持管理・修繕・更新等の実施方針	16
エ	安全確保の実施方針	17
オ	施設保有量の最適化に向けた取組方針	17
(2)	当該計画における考え方との整合性	17
第2章	移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	18
1	移住・定住・地域間交流の促進、人材育成の方針	18
(1)	多様な人材の確保に資する移住・定住の促進	18
(2)	地域間交流の促進	18
(3)	地域の担い手となる人材の育成	18
2	現況と問題点	18
(1)	多様な人材の確保に資する移住・定住の促進	18
(2)	地域間交流の促進	19
(3)	地域の担い手となる人材の育成	19
3	その対策	19
(1)	多様な人材の確保に資する移住・定住の促進	19
(2)	地域間交流の促進	19
(3)	地域の担い手となる人材の育成	19
4	事業計画	20
第3章	産業の振興	22

1	産業振興の方針	22
(1)	農林業の振興	22
(2)	地場産業の振興	23
(3)	企業の誘致対策	23
(4)	起業の促進	23
(5)	商業の振興	23
(6)	鳥獣被害の防止	24
(7)	観光又はレクリエーションの振興	24
2	現況と問題点	24
(1)	農林業の振興	24
(2)	地場産業の振興	25
(3)	企業の誘致対策	26
(4)	起業の促進	27
(5)	商業の振興	27
(6)	鳥獣被害の被害防止	27
(7)	観光又はレクリエーションの振興	28
3	その対策	28
(1)	農林業の振興	28
(2)	地場産業の振興	28
(3)	企業の誘致対策	29
(4)	起業の促進	29
(5)	商業の振興	29
(6)	鳥獣被害の防止	29
(7)	観光又はレクリエーションの振興	29
4	事業計画	30
5	産業振興促進事項	37
(1)	産業振興促進区域及び振興すべき業種	37
(2)	当該業種の振興を促進するために行う事業の内容	37
6	公共施設等総合管理計画等との整合	37

第4章	地域における情報化	39
1	地域における情報化の方針	39
(1)	高速情報通信基盤の整備	39
(2)	情報化・デジタル化の推進	39
(3)	デジタル人材の育成	39

2	現況と問題点	39
(1)	高速情報通信基盤の整備	39
(2)	情報化・デジタル化の推進	39
(3)	デジタル人材の育成	40
3	その対策	40
(1)	高速情報通信基盤の整備	40
(2)	情報化・デジタル化の推進	40
(3)	デジタル人材の育成	40
4	事業計画	40
第5章	交通施設の整備、交通手段の確保	41
1	交通施設の整備、交通手段の確保の方針	41
(1)	町道の整備	41
(2)	交通手段の確保	41
2	現況と問題点	41
(1)	町道の整備	41
(2)	交通手段の確保	42
3	その対策	42
(1)	町道の整備	42
(2)	交通手段の確保	42
4	事業計画	43
5	公共施設等総合管理計画等との整合	46
第6章	生活環境の整備	48
1	生活環境の整備の方針	48
(1)	水道施設の整備	48
(2)	下水処理施設の整備	48
(3)	廃棄物処理施設の整備	48
(4)	消防・救急・防災施設の整備	49
(5)	斎場の整備	49
(6)	住宅の整備	49
(7)	その他生活環境施設の整備	49

2	現況と問題点	50
(1)	水道施設の整備	50
(2)	下水処理施設の整備	50
(3)	廃棄物処理施設の整備	50
(4)	消防・救急・防災施設の整備	50
(5)	斎場の整備	51
(6)	住宅の整備	51
(7)	その他生活環境施設の整備	51
3	その対策	52
(1)	水道施設の整備	52
(2)	下水処理施設の整備	52
(3)	廃棄物処理施設の整備	52
(4)	消防・救急・防災施設の整備	52
(5)	斎場の整備	52
(6)	住宅の整備	52
(7)	その他生活環境施設の整備	53
4	事業計画	53
5	公共施設等総合管理計画等との整合	56
第7章	子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	57
1	子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進の方針	57
(1)	子育て支援の充実と子育て施設の整備	57
ア	子育て世代への支援	57
(2)	高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	57
ア	高齢者への支援	57
イ	障害者への支援	58
2	現況と問題点	58
(1)	子育て支援の充実と子育て施設の整備	58
ア	子育て世代への支援	58
(2)	高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	59
ア	高齢者への支援	59
イ	障害者への支援	60
3	その対策	60
(1)	子育て支援の充実と子育て施設の整備	60
ア	子育て世代への支援	60

(2) 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	6 1
ア 高齢者への支援	6 1
イ 障害者への支援	6 1
4 事業計画	6 2
5 公共施設等総合管理計画等との整合	6 5
第8章 医療の確保	6 7
1 医療の確保の方針	6 7
(1) 医療機関の協力体制の整備	6 7
2 現況と問題点	6 7
(1) 医療機関の協力体制の整備	6 7
3 その対策	6 7
(1) 医療機関の協力体制の整備	6 7
4 事業計画	6 8
5 公共施設等総合管理計画等との整合	6 8
第9章 教育の振興	7 0
1 教育の振興の方針	7 0
(1) 公立認定こども園、公立小・中学校の施設等の整備	7 0
ア 幼児教育	7 0
イ 学校教育	7 0
(2) 集会施設、体育施設、図書館その他の社会教育施設等の整備	7 0
ア 社会教育	7 0
イ 社会体育	7 0
ウ 図書館	7 1
2 現況と問題点	7 1
(1) 公立認定こども園、公立小・中学校の施設等の整備	7 1
ア 幼児教育	7 1
イ 学校教育	7 1
(2) 集会施設、体育施設、図書館その他の社会教育施設等の整備	7 2
ア 社会教育	7 2
イ 社会体育	7 2

ウ 図書館	72
3 その対策	72
(1) 公立認定こども園、公立小・中学校の施設等の整備	72
ア 幼児教育	72
イ 学校教育	73
(2) 集会施設、体育施設、図書館その他の社会教育施設等の整備	73
ア 社会教育	73
イ 社会体育	73
ウ 図書館	73
4 事業計画	74
5 公共施設等総合管理計画等との整合	76
第10章 集落の整備	78
1 集落整備等の方針	78
(1) 集落の整備等	78
2 現況と問題点	78
(1) 集落の整備等	78
3 その対策	78
(1) 集落の整備等	78
4 事業計画	79
第11章 地域文化の振興等	80
1 地域文化の振興等の方針	80
(1) 地域に伝承されてきた多様な文化的所産の保存及び活用	80
2 現況と問題点	80
(1) 地域に伝承されてきた多様な文化的所産の保存及び活用	80
3 その対策	80
(1) 地域に伝承されてきた多様な文化的所産の保存及び活用	80
4 事業計画	81

5 公共施設等総合管理計画等との整合	81
第12章 再生可能エネルギーの利用の促進	82
1 再生可能エネルギーの利用の促進の方針	82
(1) 再生可能エネルギーの利用促進	82
2 現況と問題点	82
(1) 再生可能エネルギーの利用促進	82
3 その対策	82
(1) 再生可能エネルギーの利用促進	82
4 事業計画	83
第13章 その他地域の自立促進に関し必要な事項	84
1 公共施設等の整備の方針	84
2 現況と問題点	84
(1) 公共施設等の整備	84
3 その対策	84
(1) 公共施設等の整備	84
4 事業計画	85
5 公共施設等総合管理計画等との整合	85
事業計画 過疎地域持続的発展特別事業分	86

第1章 基本的な事項

1 美郷町の概況

(1) 諸条件

ア 自然的条件

本町は、秋田県の南部、仙北平野の南東部に位置し、東は奥羽山脈を境に岩手県、南は横手市、西及び北は大仙市にそれぞれ接している。

町の総面積は、168.32 km²で、東西に 14 km、南北に 20 kmの広がりを持っている。西側は、標高 40mから 50mの発達した六郷扇状地の扇端部にあり、肥沃な土壌に恵まれた県内有数の穀倉地帯を形成している。

土地の利用形態は、主に宅地、農用地、山林で構成されており、宅地が 6.08 km² (3.6%)、農用地が 65.60 km² (39.0%)、山林が 73.94 km² (44.0%) となっている。また、可住地、非可住地が東西を二分している。

気候は温暖で、夏は高温多湿、冬は降雪が続き寒暖の差が大きいという特徴を持っている。冬期間の積雪は平均で平野部が 150cm 前後、山間部では 200cm 前後に達する。



イ 歴史的条件

本町の歴史は古く、六郷地区の石名館遺跡、千畑地区の一丈木遺跡、仙南地区の飯詰堅穴群などから縄文時代の土器や石器、住居跡が見つかっており、長い年月にわたって人々が生活していたものと推定されている。平安時代には、律令国家が本州北部の拠点として仙北平野中心部の真山、長森に払田柵を設置した。11世紀には後三年合戦があり、この古戦場が仙南地区の山本にある西沼であるとされている。鎌倉時代から戦国時代にかけては、六郷氏、本堂氏等が約 400 年間この地域を支配した。江戸時代には、佐竹藩の治下となり、六郷地区は地域の行政・経済の中核として、千畑地区及び仙南地区は秋田を代表する穀倉地として栄えた。

明治時代になり、明治 22 年町村制施行とともに千屋村、畑屋村が誕生し、昭和 30 年 3 月に千屋村と畑屋村の 2 村が合併して千畑村となり、昭和 61 年 3 月に町制の施行により千畑町となった。六郷町は、明治 24 年 7 月に町制を施行し、昭和 31 年 3 月に当時の町村合併推進法のもと、旧千畑村鑓田地区の一部を編入した。仙南村は、明治 22 年の町村制の施行により金沢西根村、飯詰村がそれぞれ発足、昭和 31 年 9 月に飯詰村と金沢西根村が合併して仙南村となり、昭和 33 年 4 月に横手市金沢地区の一部が分市合併した。

そして、平成の大合併による秋田県第一号として、平成 16 年 11 月 1 日に千畑町、六郷町、仙南村の 2 町 1 村が合併して美郷町が発足した。

ウ 社会的条件

本町は、国道 13 号及び主要地方道角館六郷線を中心に、道路交通が住民生活を営む上で重要な役割を担っており、東部の山沿いや西部の田園地帯にある集落は、特に道路交通の利便性を求められていることから、主要幹線道路へのアクセス道路の整備や集落間を結ぶ幹線道路の整備を進めている。また、J R 飯詰駅及び J R 後三年駅の 2 つの鉄道駅があり、地域住民の利便性に大きな役割を果たしている。

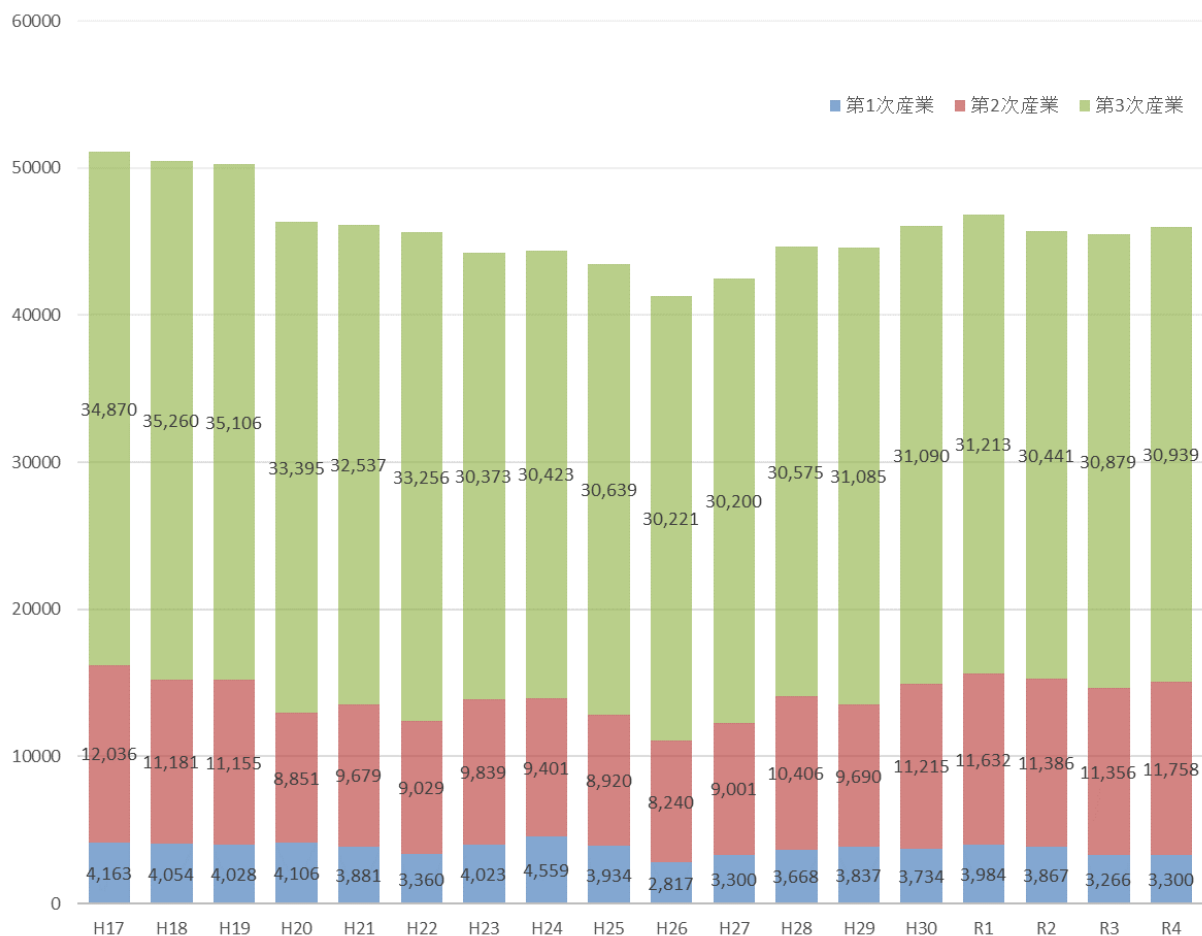
エ 経済的条件

本町の総就業者に対する第 1 次産業の就業者の割合は、昭和 35 年の 75.9%から減少を続け、令和 2 年には 15.3%まで減少している。また、第 2 次産業の就業者の割合は、平成 12 年の 35.9%をピークに減少し、令和 2 年には 30.0%となっている。一方、第 3 次産業の就業者の割合は年々増加し、平成 22 年に 51.1%と半数を超え、令和 2 年には 54.6%となっており、就業構造に大きな変化がみられる。

秋田県市町村民経済計算年報によると、令和 4 年度の町内総生産額は 459 億 9,700 万円で、産業別では第 1 次産業が 33 億円（7.2%）、第 2 次産業が 117 億 5,800 万円（25.6%）、第 3 次産業が 309 億 3,900 万円（67.3%）となっている。これを平成 17 年度と比較すると、第 1 次産業が 20.7%、第 2 次産業が 2.3%、第 3 次産業が 11.3%とそれぞれ減少している。

資料 1－1 美郷町内産業別総生産の推移

(単位：百万円)



(秋田県市町村民経済計算年報)

(2) 過疎の状況

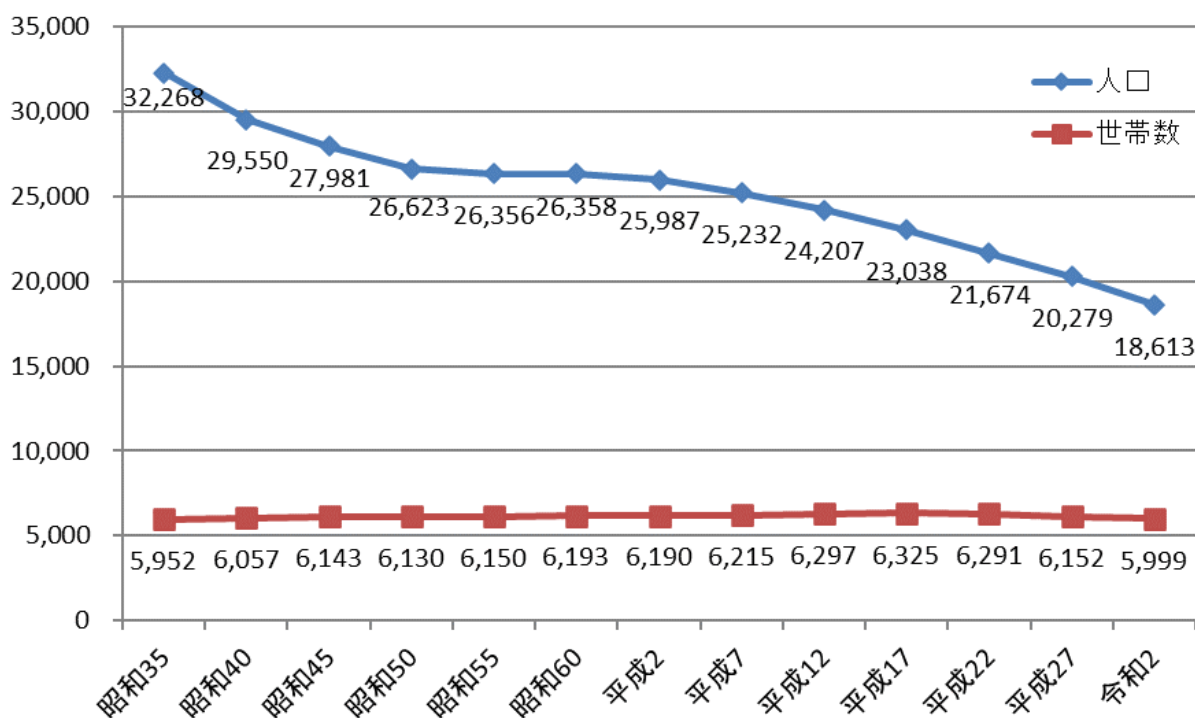
ア 人口等の動向

令和2年国勢調査によると、本町の総人口は18,613人、総世帯数は5,999世帯である。総人口は、昭和35年の32,268人から減少を続け、13,655人減少している。一方、総世帯数は、昭和35年の5,952世帯から47世帯増加している。

人口減少の主な要因は、人口の社会減に加え、出生率低下が続いているためであり、特に年少人口及び生産年齢人口が大きく減少し、逆に老年人口の割合は急激な伸びとなっていることから、この傾向は今後も続くと予想される。

資料 1－2 人口と世帯数の推移

(単位：人、世帯)



(国勢調査)

イ これまでの対策

本町は平成 16 年 11 月 1 日、千畑町、六郷町、仙南村の 2 町 1 村の合併により発足した。

合併以前は、まちづくりの基本構想を定めた総合計画に基づき、町村道、教育文化施設、老人保健施設、上下水道等の整備を行い、明るく豊かなまちづくりを進めてきた。また、仙南村においては、昭和 55 年制定の過疎地域振興特別措置法で過疎地域に指定され、人口減少に起因する地域社会の機能低下への対策に取り組んできた。

合併以後は、「美郷町総合計画」に基づき、町民の交流・融和を進めながらまちづくりを行っている。しかし、国の構造改革により、地方分権社会への移行の中、地方自治体への権限や事務が委譲される一方で、国・県からの補助制度の見直しにより、厳しい財政状況の中で自立した地方自治体へと変革していかなければならない状況にある。また、平成 22 年改正の過疎地域自立促進特別措置法並びに令和 3 年制定の過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法により過疎地域に指定されたことから、産業の振興や生活環境の整備等、住民の暮らしを守る様々な過疎対策に取り組んでいる。

ウ 現在の課題

近年の過疎化は、「社会減」及び「自然減」により自治活動の低下が懸念される集落が見込まれ、これら集落においては、自主的・自発的な活動を助長する活性化対策が緊急の課題となっている。本町の基幹産業である農業については、農業就業者の減

少と高齢化、担い手不足などから、地域資源を活用した商品開発やブランド化、新規就農希望者及び担い手農業者の経営強化への支援が課題として挙げられる。商工業についても、企業収益の低迷と雇用環境の悪化など、厳しい状況が続いており、企業誘致や起業者支援による商工業の振興が課題となっている。また、住民生活や観光資源に欠かせない水環境の保全の取り組みを継続していく一方、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災を始め、全国各地で頻発する自然災害への危機意識から、災害に強いまちづくりが求められている。そのほか、地域における情報化・デジタル化を推進するための情報インフラの整備が求められている。

エ 今後の見通し

本町はこれまで、道路、上下水道をはじめとする生活環境の整備、地域資源の活用、地場産業の振興及び企業誘致による雇用の場の創出などの諸施策を積極的に進めてきたが、依然として人口減少に歯止めがかからず、この傾向は今後も続くものと予想される。

今後は、出生数の低下、若年層の流出、人口の高齢化といった過疎化現象のもとで、町民ニーズに対応した社会資本の整備や行政サービスの提供のため、地域の特色を活かした魅力あるまちづくりを進めていく必要がある。

(3) 社会経済的発展の方向の概要

ア 産業構造の変化

本町の産業は、稲作を中心とした農業が基幹産業として大きな役割を果たしている。しかし、米の生産調整や農産物の輸入自由化など農業を取り巻く環境は年々厳しさを増し、さらに就業者の高齢化が進むなど、後継者不足が深刻な問題となっている。今後は、従来の農業経営から脱却し、経営体として集落営農化や法人化を進め、作目の複合化に取り組み、優良産地化の形成やブランド米生産体制の強化など高生産・高付加価値化を推進し、将来を支える若者にとって魅力ある農業へ転換する必要がある。

工業については、景況悪化に伴う雇用状況を含め厳しい環境にある。このような状況の中、既存企業では、技術開発や生産体制の見直しにより経営の安定化対策を行っている。今後は、町内企業に対する経営安定化のための支援を継続するとともに、企業誘致環境を整え、新規企業の誘致や起業者への支援を行っていく必要がある。

商業については、町近隣への大型小売店の進出などにより、中心商店街の空洞化が深刻な問題となっており、町ホームページを活用した空き店舗等の情報提供、空き店舗等を活用した事業展開に対する支援など空き店舗対策を推進し、商店街の活性化を図っていく必要がある。

観光・交流については、近隣市町村と広域にわたる観光 P R を行っているものの、大きな観光地の間で通過型観光となっていることや自治体や企業との交流を図っているが、行政レベルで留まっていることなどが課題である。今後は、滞在型の観光プログラムの検討や民間レベルでの交流による人とモノの交流を推進していく必要がある。また、基幹産業である農業振興に加え、工業、商業と連携することで、地域の特色を活かした新商品や新サービスの開発に取り組み、地販地消による地元購買率の向上や雇用

の確保、生産の拡大などで地域経済の活性化に結びつけていく。さらに、自治体や企業などとの連携に重きを置き、自然、歴史、文化などの地域特性や既存資源を活かした観光やイベントを推進することで、多様な交流を通した町のにぎわいを創出していく。

イ 経済的な立地特性

本町は秋田県の南東部に位置し、大仙市と横手市の2市に隣接しており、主要道路は、国道13号と主要地方道角館六郷線となっている。

鉄道は、南北にJR奥羽本線が縦貫し、町内に飯詰駅、後三年駅の2駅がある。また、秋田新幹線が発着する大曲駅まで車で約20分となっており、鉄道による大曲駅から東京都心へのアクセスは約3時間20分となっている。

また、東北自動車道に接続する秋田自動車道の最寄りのインターチェンジ（IC）までは大曲ICまで約20分、横手ICや横手北スマートICまで約25分、秋田空港までは車で約50分の距離にある。

これらの交通網を利用することで、仙台圏や首都圏にアクセスすることができる。

ウ 県の総合計画等における位置づけ

本町を含む秋田県の仙北地域（大仙市、仙北市、美郷町）は、米どころ秋田の中でも有数の米作地帯であり、良食味米の産地としても全国的にも高い評価を得ている。さらに近年は、野菜・花き等複合部門への取り組みも拡大しつつあることから、バランスの良い生産構造への変革及び農畜産物の加工等を通じた農業の高付加価値化を図る。また、その担い手となる農業生産法人や新規就農者等の育成及び農地の集積を推進する。

また、東北最大規模の美郷町ラベンダー園や国指定重要無形民俗文化財「六郷のカマクラ」などの小正月行事、日本古来の農村風景など、魅力あふれる地域である。

これらに加え、本町東部の山岳地帯にある真木真昼県立自然公園を活用したアウトドア・アクティビティの展開などの滞在型観光を、関係機関と連携し推進する。

さらに、114か所の清水や歴史文化等による交流といった地域の特色を活かしたまちづくりを推進する。

このほか、住民の日常的な生活を支える交通手段の確保、交流人口の拡大のための基幹道路網の整備等を推進する。

2 人口及び産業の推移と動向

(1) 人口の推移

ア 人口の増減

国勢調査による本町の人口は、昭和 55 年には 26,356 人であったが、出生率の低下に伴う自然減や町外への人口流出などによる社会減により減少を続け、令和 2 年には 18,613 人となっている。昭和 55 年から令和 2 年までで 7,743 人、率にして 29.4%の減少となっている。

イ 人口の構成

昭和 55 年から令和 2 年までの年齢階層別人口及び構成比を見ると、0 歳から 14 歳までの年少人口は、5,006 人 (19.0%) から 1,770 人 (9.5%)、15 歳から 64 歳までの生産年齢人口は、18,100 人 (68.7%) から 9,475 人 (50.9%) と、ともに減少している。65 歳以上の老年人口は、3,250 人 (12.3%) から 7,368 人 (39.6%) と人口、構成比ともに増加している。

表 1-1 (1) 人口の推移 (国勢調査)

(単位：人、%)

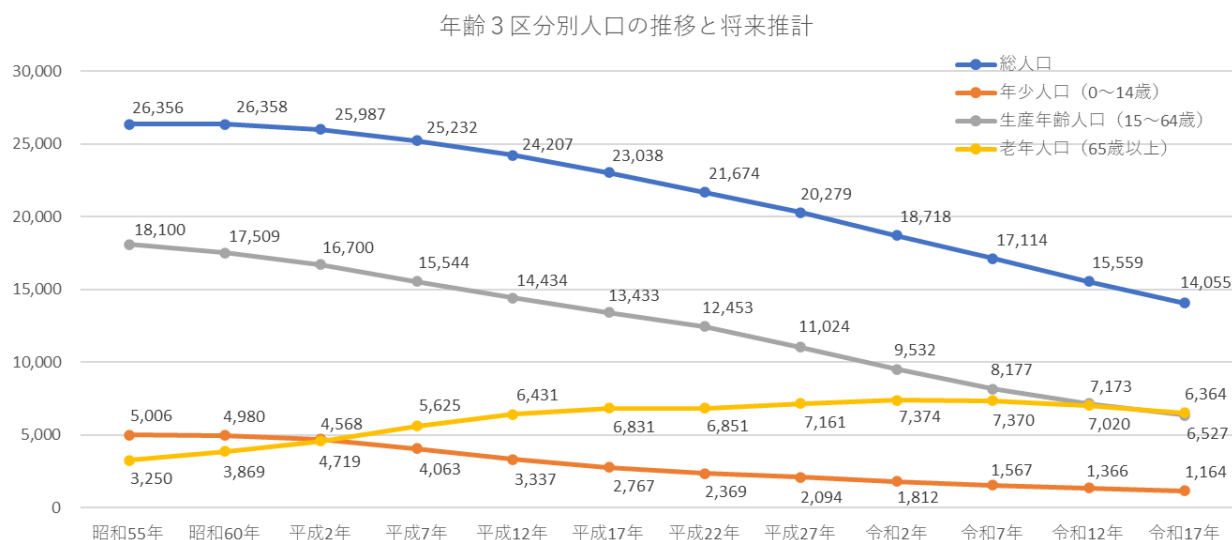
区 分	昭和55年		平成2 年		平成17年		平成27年		令和2 年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	26,356	△ 1.0	25,987	△ 1.4	23,038	△ 4.8	20,279	△ 6.4	18,613	△ 8.2
0歳～14歳	5,006	△ 8.1	4,719	△ 5.2	2,767	△ 17.1	2,094	△ 11.6	1,770	△ 15.5
15歳～64歳	18,100	△ 1.8	16,700	△ 4.6	13,433	△ 6.9	11,024	△ 11.5	9,475	△ 14.1
うち15歳～29歳(a)	5,062	△ 10.9	3,563	△ 14.7	3,135	△ 7.4	2,079	△ 19.1	1,675	△ 19.4
65歳以上(b)	3,250	18.3	4,568	18.1	6,831	6.2	7,161	4.5	7,368	2.9
(a) / 総数 若年者比率	19.2	—	13.7	—	13.6	—	10.3	—	9.0	—
(b) / 総数 高齢者比率	12.3	—	17.6	—	29.7	—	35.3	—	39.6	—

(2) 人口の今後の見通し

本町の近年の人口は、若者の流出とそれに伴う出生率の低下等により減少率が大きくなっており、このままで推移すると、令和 12 年度末の人口は 15,559 人と推計されている。

また、本町は現在、年少人口並びに生産年齢人口が減少し、老年人口が維持の段階にあるが、令和 7 年以降は老年人口も減少する段階に入ると推計されており、人口減少は加速するものと予想される。

表 1-1 (2) 人口の見通し



(美郷版人口ビジョン)

(3) 産業構造、各産業別の現況と今後の動向

本町の就業人口は、昭和 35 年には 16,667 人であったが、令和 2 年には 9,590 人となり、7,077 人、率にして 42.5%減少している。

産業別就業人口及び構成比の推移を見ると、第 1 次産業の就業人口は、平成 27 年には 1,789 人 (17.0%) であったが、令和 2 年は 1,447 人 (14.7%) と減少している。同様に、第 2 次産業の就業人口も、平成 27 年の 3,177 人 (30.1%) から令和 2 年には 2,880 人 (29.3%) と減少している。一方、第 3 次産業の就業人口は平成 27 年の 5,553 人 (52.6%) から令和 2 年には 5,240 人 (53.4%) と増加しており、本町の就業構造が社会情勢の変革に伴い、大きく変化している。

就業者の多くは、町内や通勤可能な近隣市の製造業、サービス業に就労しており、令和 4 年度の産業別総生産額の割合は、第 1 次産業が 7.2%、第 2 次産業が 25.6%、第 3 次産業が 67.3%となっている。

ア 第 1 次産業

第 1 次産業の就業者数は、国勢調査によると、平成 12 年から令和 2 年までで 2,510 人から 1,470 人と 1,040 人、41.4%減少している。

農林業センサスによると、販売農家数は、平成 12 年から令和元年までで 3,112 戸から 1,138 戸と 1,974 戸減少している。農業就業人口も平成 12 年から令和 2 年までで 4,158 人から 1,783 人と 2,375 人、57.1%減少している。また、秋田県市町村経済計算年報によると、第 1 次産業の総生産額は、平成 23 年度から令和 4 年度の間では平成 26 年度の 28 億 1,700 万円まで減少傾向にあったが、その後増加に転じ、令和 4 年度では 33 億円となっている。

昨今の農林業が、農林生産物価格の変動や就業者の高齢化及び後継者不足等により

厳しい状況にある中、特に農業については、経営体として法人化、優良産地化の形成やブランド米生産体制の強化など高生産・高付加価値化を推進し、若者にとって魅力ある農業へ転換を図る必要がある。

イ 第2次産業

第2次産業の就業者数は、国勢調査によると、平成12年から令和2年までで4,539人から2,880人と1,659人、36.6%減少している。

工業統計調査によると、従業者4人以上の事業所数は、平成16年から令和2年で61事業所から46事業所に減少している。製造品出荷額は、平成26年に98億7,216万円にまで減少したものの、令和2年には150億7,351万円となっている。また、秋田県市町村民経済計算年報によると、第2次産業の総生産額は、平成23年度から令和4年度の間では、平成26年度の82億4,000万円まで減少傾向にあったが、その後増加に転じ、令和4年度では117億5,800万円となっている。

近年では、都市と地方の経済格差に伴う地方経済の厳しい現状が、建設業・製造業へ影響していることから、町内企業の経営の安定化への支援や企業誘致環境を整え、新規企業の誘致を図っていく必要がある。

ウ 第3次産業

第3次産業の就業者数は、国勢調査によると、平成12年から令和2年までで5,574人から5,240人と334人、6.0%の減少となっている。

事業所・企業統計調査及び経済センサス活動調査によると、卸売・小売業などサービス業関連の事業所数は、平成13年から令和3年の間で794事業所から526事業所に減少している。また、秋田県市町村民経済計算年報によると、第3次産業の総生産額は、平成23年度から令和4年度の間では、平成27年度の302億円まで減少傾向にあったが、令和4年度では309億3,900万円となっている。

第3次産業については、個人消費の動向が大きく影響を受ける分野であり、地元購買力の低下、特に個人商店の厳しい状況を踏まえ、地元購買率の向上や空き店舗対策を推進し、商店街の活性化を図っていく必要がある。

表1-1(3) 産業別人口の動向

(単位：人、%)

区 分	昭和35年	昭和50年		平成2年		平成17年		平成27年		令和2年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	16,667	14,932	△ 6.3	13,994	△ 1.4	12,144	△ 3.9	10,549	△ 3.1	9,590	△ 11.9
第1次産業 就業人口比率	75.9	61.0	—	31.9	—	20.8	—	17.0	—	15.3	—
第2次産業 就業人口比率	6.2	12.4	—	32.8	—	32.6	—	30.2	—	30.0	—
第3次産業 就業人口比率	17.9	26.5	—	35.3	—	46.3	—	52.8	—	54.6	—

(国勢調査)

3 行財政の状況

(1) 行政の状況

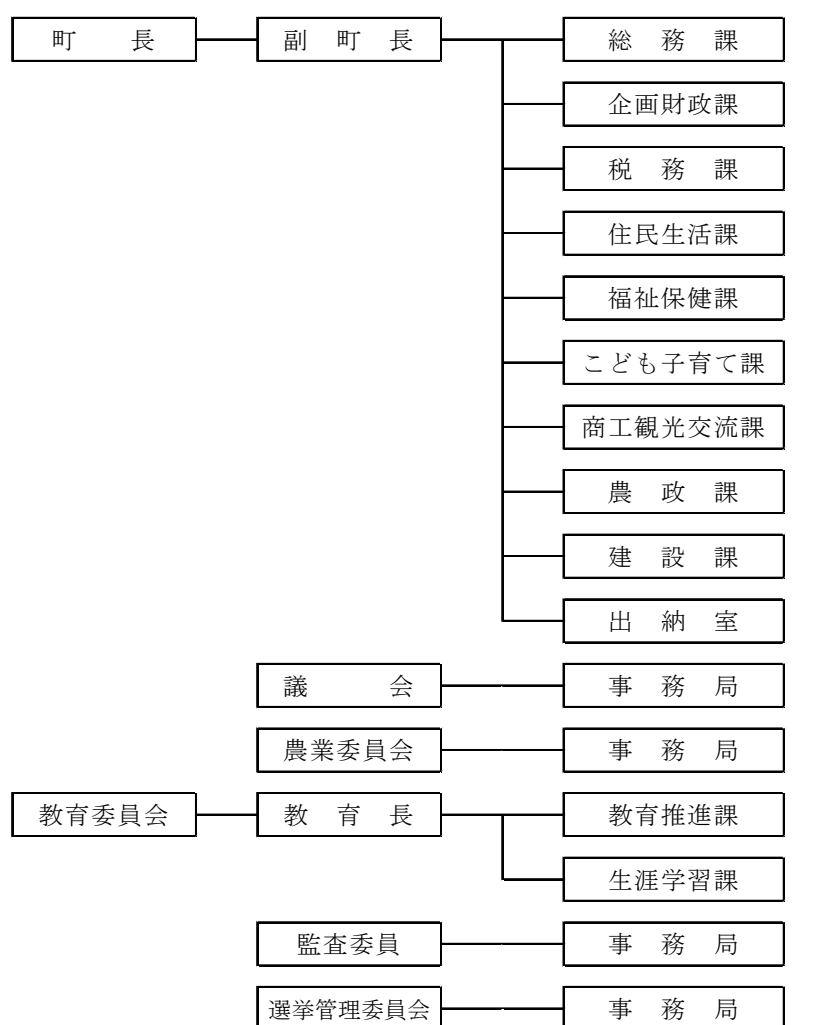
本町は、千畑・六郷・仙南の3庁舎による分庁方式でスタートしたが、平成22年1月から千畑庁舎を本庁舎とし、出張所を六郷地区、仙南地区に設置するなど行政組織の簡素化、事務管理の効率的運営の見直しに加え、公共施設の再編統合を行った。

今後は、「美郷町公共施設等最適化実施計画」に基づく必要な公共施設等の将来にわたっての適切な維持管理による運営の推進や「第4次美郷町職員定員適正化計画」に基づく職員数の適正管理等により、一層の行財政改革に取り組む。また、多種多様化する行政需要に対応するため、職員研修や国・県や民間企業等との人事交流の実施等により資質向上に努め、さらなる行政サービス水準の向上を図る。

広域行政については、大曲仙北広域市町村圏組合、大仙美郷環境事業組合、大仙美郷介護福祉組合などの一部事務組合、秋田県後期高齢者広域連合との事務共同処理を継続していく。

美郷町行政機構図

(令和7年4月1日現在)



(2) 財政の状況

各決算年度の普通会計の歳入全体に占める一般財源の割合は、平成 22 年度 71.5%、平成 27 年度 74.0%、令和 2 年度 53.2%となっている。また、地方交付税や地方債などの依存財源の割合は、平成 22 年度 78.5%、平成 27 年度 78.6%、令和 2 年度 76.4%となっている。地方債は、町村合併後は「美郷町新町建設計画」に基づき、道路や公共施設などの整備を計画的に行ってきたが、平成 19 年度の実質公債費比率が 19.5%となり、「美郷町公債費負担適正化計画」を策定した。その後、平成 22 年度の実質公債費比率は 14.2%、平成 27 年度は 7.0%、令和 2 年度は△0.30%まで減少している。

今後は、平成 26 年度から 5 年間にわたって検討・決定した財政健全化の取り組みを継続することにより、計画的な歳出削減を行っていく。過疎対策にあたっては、若年層の流出、出生数の低下、人口の高齢化といった過疎化現象のもとで、町民ニーズに対応した魅力あるまちづくりを進めていく必要がある。

表 1－2 (1) 財政の状況

(単位：千円)

区 分	平成 22 年度	平成 27 年度	令和 2 年度
歳 入 総 額 A	12,229,519	11,747,133	15,117,408
一般財源	8,748,864	8,689,687	8,046,548
国庫支出金	1,102,918	829,957	3,310,657
都道府県支出金	601,025	1,037,275	1,166,777
地方債	1,180,000	620,700	1,221,596
うち過疎債	185,900	264,700	477,300
その他	596,712	569,514	744,296
歳 出 総 額 B	11,825,298	11,327,689	14,393,373
義務的経費	5,083,250	4,486,775	4,443,926
投資的経費	1,781,403	1,353,101	1,929,995
うち普通建設事業費	1,781,375	1,340,523	1,904,192
その他	4,708,283	5,487,813	8,019,452
過疎対策事業費	252,362	148,326	245,169
歳入歳出差引額 C (A－B)	404,221	419,444	724,035
翌年度へ繰越すべき財源 D	68,106	30,480	81,360
実 質 収 支 C－D	336,115	388,964	642,675
財政力指数	0.270	0.260	0.250
公債費負担比率	21.70%	17.90%	14.10%
実質公債費比率	—	7.00%	－0.30%
起債制限比率	11.00%	—	—
経常収支比率	86.40%	84.80%	84.40%
将来負担比率	—	—	—
地方債現在高	14,062,756	10,738,181	8,989,404

(決算統計)

(3) 施設整備水準等の現況と動向

本町の主要公共施設等の整備状況は、合併後の総合計画に基づき旧町村間の施設整備水準の格差解消を主眼に進めてきた。その中で道路は、町内の地域間交流の促進、救急自動車の不通路線の解消など利便性・安全性の向上を図るために整備を進めてきた結果、改良率・舗装率は順調に推移している。上下水道の整備についても順調に推移しているものの、水道未普及地域の解消には至っていない。

今後は、将来的に水量や水質に不安のある水道未普及地域への簡易水道の整備とともに、既設の簡易水道や公共下水道への接続率が伸び悩んでいることから水道普及率・水洗化率のさらなる向上が課題である。

表 1－2（2） 主要公共施設等の整備状況

区 分	昭和 55 年度末	平成 2 年度末	平成 12 年度末	平成 22 年度末	令和 5 年度末
市町村道					
改良率 (%)	29.7	38.0	44.7	48.3	56.9
舗装率 (%)	17.5	34.5	43.1	45.8	47.4
農道					
延長 (m)	26,835.0	12,237.0	10,688.0	7,105.0	—
耕地 1 ha 当たり農道延長 (m)	4.0	1.8	1.6	—	—
林道					
延長 (m)	31,681.0	20,241.0	19,399.0	18,169.0	19,209.0
林野 1 ha 当たり林道延長 (m)	26.0	12.9	10.0		—
水道普及率 (%)	36.6	46.6	51.3	51.3	59.3
水洗化率 (%)	—	2.9	26.7	59.8	83.1
人口千人当たり病院、 診療所の病床数 (床)	1.6	1.4	0.8	0.7	—

4 地域の持続的発展の基本方針

(1) 「持続可能な地域社会の形成」及び「地域資源等を活用した地域活力の更なる向上」に向けた町の将来像

本町は、令和 4 年 2 月に第 3 次美郷町総合計画（令和 4 年度～令和 11 年度）を策定し、まちづくりの将来像を『“美郷らしさ”を誇り、語りたくなるまち』として、住民一人ひとりが「美郷らしさ」を実感し、誇り、語りたくなるまちづくりを目指している。

(2) 「持続可能な地域社会の形成」及び「地域資源等を活用した地域活力の更なる向上」に向けた基本的施策

本町は、平成 22 年 3 月の過疎地域自立促進特別措置法の改正により新たに過疎地域となり、令和 3 年 4 月の過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の制定によ

り過疎地域の指定が継続され、現在もなお、人口減少と少子高齢化の進行、若年層の流出による農業をはじめとする地域産業の後継者不足、集落間の相互扶助機能の低下といった諸問題を抱えており、その解決策として、地域産業の振興、土地利用及び施設整備、友好都市との交流促進、町民と行政との協働参画によるまちづくりへの重点的な取り組みを推進する。

地域産業の振興については、美郷米をはじめとする農畜産物の高生産、高付加価値化を推進するとともに、これらを原料とした食品加工等の新商品の開発・販売により地場産業の振興を図り、所得の増加と雇用の拡大を目指す。

土地利用及び施設整備については、農地の基盤整備等により土地の有効活用を図るとともに、水源涵養保安林への植樹等を通じて豊かな自然環境の持つ多面的な機能の発揮を図る。また、令和元年5月に策定した「美郷町公共施設等最適化実施計画」に基づき、必要な公共施設を将来にわたって適切に管理運営していくため、施設ごとの方針を踏まえた取り組みを目指す。

企業連携については、連携協力協定等を締結している企業との協定に基づく事業を実施するとともに、本町と各企業の双方が有する資源や機能を活用して相互交流を深め、地域の活性化を図る。

友好都市との交流促進については、東京都大田区をはじめとする友好都市との地域間交流の促進、観光の振興等により交流人口及び関係人口を拡大させることで、人口減少の影響を緩和し、地域の活性化を図る。

町民と行政との協働参画によるまちづくりについては、地方創生を一層推進

するため、地方自治体が主体性を発揮し、地域の特色を活かしたまちづくりを実践していくことが必要である。住民団体やNPO団体等を活用した町民と行政との協働参画によるまちづくりを推進し、施策の実施に対する町民の積極的な参加を図る。

今後の地域の持続的発展にあたっては、美郷町総合計画における将来像の実現に向け、第3次美郷町総合計画の基本構想に定めるまちづくりの「6つの基本目標」をまちづくりの基本方針とする。また、第3次美郷町総合計画に基づいた重点施策のうち、特に注力して取り組む施策を「みさと重点テーマ」として推進していくことにより、自立したまちを目指す。

ア まちづくりの「6つの基本目標」

美郷町の将来像『“美郷らしさ”を誇り、語りたくなるまち』の実現に向けて、その方向性を示すための「6つの基本目標」を掲げ、まちづくりを進める。

目標1 快適で安心して暮らせるまち

- 道路・河川環境や上下水道施設など生活基盤整備の推進などにより、快適に暮らせるまちを目指します。
- 空き家対策の推進や防災対策、豪雪対策及び防犯対策の充実、交通安全対策の推進などにより、安心して暮らせるまちを目指します。
- 自然環境の保全や脱炭素化の強化などにより、環境に配慮したまちを目指します。

目標 2 健康で元気に暮らせるまち
○ 結婚・出産・子育て支援の強化などにより、希望に沿って子どもを生み育てられるまちを目指します。 ○ 心と体の健康づくりの充実などにより、生涯にわたり健康で元気に暮らせるまちを目指します。 ○ 各種福祉サービスの強化や地域で支え合う福祉の充実などにより、高齢者等がきめ細かな福祉を受けられるまちを目指します。
目標 3 豊かな心と人材を育てるまち
○ 学力向上対策の推進やふるさと教育・キャリア教育の強化などにより、次代を担う子どもを育てるまちを目指します。 ○ 芸術・文化活動の強化や生涯スポーツの充実などにより、住民の豊かな心を育むまちを目指します。
目標 4 働く喜びと活力があふれるまち
○ 営農形態の強化と生産性の向上、担い手確保の推進などにより、地域特性を活かした農業があるまちを目指します。 ○ 商業振興や企業支援の推進、就業支援の充実などにより、地域の雇用と就労機会が生まれ、働く喜びが得られるまちを目指します。
目標 5 賑わいで活気があふれるまち
○ 定住・移住支援の強化などにより、住民の定住及び移住者の定住が増え、豊かに暮らせるまちを目指します。 ○ 地域資源を活用した体験型・滞在型観光の充実などにより、交流人口や関係人口が増え、賑わいのあるまちを目指します。 ○ 連携している企業や自治体との交流や東京2020オリンピックのホストタウンのタイ王国との交流の推進などにより、人的・物的なつながりで活気があるまちを目指します。
目標 6 質の高い行政経営を進めるまち
○ 地域づくり活動の推進や広聴活動の充実などにより、住民がまちづくりに参加するまちを目指します。 ○ 交通弱者対策やICT（情報通信技術）を活用した行政のデジタル化の推進などにより、利便性が高い行政サービスが受けられるまちを目指します。 ○ 老朽化する公共施設の再編整備や各施策を確実に実施するための財政健全化の推進などにより、未来を見据えた行政経営を進めるまちを目指します。

イ みさと重点テーマ

第3次美郷町総合計画の中で、特に注力して取り組む施策を「みさと重点テーマ」として位置付け、実行する。

テーマ1 快適さ向上	
○ 空き家対策の推進 ○ 堅実な行財政運営の推進	○ 脱炭素化の強化 ○ 行政サービスの向上
テーマ2 豊かさ実感	
○ 子育て環境の充実 ○ 芸術・文化活動の強化	○ 「確かな学力」の向上 ○ 定住・移住支援の強化
テーマ3 安全安心	
○ 防災対策の充実 ○ 健康づくりの充実	○ 交通安全対策の推進 ○ 認知症対策の充実
テーマ4 活力・賑わい創出	
○ 生産力強化の推進 ○ 商業振興の推進	○ 担い手確保の推進 ○ 企業支援の推進

5 地域の持続的発展のための基本目標

(1) 人口に関する目標

評価指標	基準値 (令和7年3月末)	目標値 (令和13年3月末)
総人口	17,312 人	16,319 人
社会増減	△56 人	△30 人
移住者数(累計)	128 人	250 人

(2) 財政力に関する目標

評価指標	基準値 (令和7年3月末)	目標値 (令和13年3月末)
納税者数	8,715 人	8,101 人
所得金額(※)	20,089,226 千円	21,406,589 千円

※営業等所得、農業所得及び給与所得の合計金額

(3) 地域の実情に応じ、地域の持続的発展のための基本となる目標

評価指標	基準値 (令和7年3月末)	目標値 (令和13年3月末)
関係・交流人口	732,707 人	818,000 人
町民の定住意向	90.0%	92.0%

6 計画の達成状況の評価に関する事項

計画の達成状況の評価は、毎年度4月から8月までの間に外部有識者等を含めた検証組織で評価を行い、評価結果を町ホームページ等で公表するとともに、次年度計画の見直し等に活用する。

7 計画期間

計画期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5箇年間とする。

8 公共施設等総合管理計画との整合

(1) 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

美郷町公共施設等総合管理計画では、町民が公共施設等を将来にわたって安全かつ快適に利用できるよう、公共施設等の管理に関する基本的な方針を、次のとおり定めている。

ア 長寿命化の実施方針

将来にわたって利用する公共施設等については、「計画保全（計画的な修繕・改修）」などによる長寿命化を推進し、安全性・機能性を確保する。

イ 点検・診断等の実施方針

定期的に経年劣化の状況等を点検し、不具合箇所の早期発見による機能・性能の維持に努める。

ウ 維持管理・修繕・更新等の実施方針

- ・「計画保全」の考えを取り入れ、健全な状態を維持しながら長寿命化を図ること
で、ライフサイクルコストの縮減・平準化を図る。
- ・更新等については、必要な公共施設に限り行うこととし、更新する際は、他の施設
の活用、複合化等を含め、最も効果的・効率的な手法を検討する。

エ 安全確保の実施方針

- ・点検・診断の結果により、劣化等による事故の危険性が高い公共施設等については、応急措置を実施するとともに、早期に修繕を実施する。
- ・老朽化等により、安全確保が技術的にできない施設、改修コストがかかりすぎる施設などについては、利用状況を踏まえ、施設の供用廃止等を検討する。

オ 施設保有量の最適化に向けた取組方針

- ・建物（公共建築物）については、人口減少や厳しい財政状況等を踏まえ、必要なサービス水準を確保しつつ、総量の適正化を図る。
- ・インフラについては、地域社会を支える基盤であることを前提としながらも、中長期的な需要見込み等を考慮しつつ、そのあり方に関して検討する。

（２）当該計画における考え方との整合性

本計画に記載されたすべての公共施設等の整備は、美郷町公共施設等総合管理計画で定める公共施設等の管理に関する基本的な方針を踏まえており、整合性をとっている。

第2章 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成の方針

移住・定住の促進については、移住希望者の多様なニーズに対応したワンストップサービスでのサポート体制の強化など、各種支援の取り組みを推進する。

地域間交流の促進については、地域資源等を活用し、友好都市や連携協定企業との相互交流を深め、町外に居住しながらも町や住民と関わり、継続的に地域に貢献する「関係人口」や「交流人口」の創出・拡大を図る。

地域の担い手となる人材の育成については、地域の将来を担う子どもの教育の充実と、地域の課題を自ら解決する地域活動の推進を通して地域の担い手の育成を図る。

(1) 多様な人材の確保に資する移住・定住の促進

多様な人材の確保に資する移住・定住の促進については、移住希望者に対する情報提供やサポート体制の強化、移住・定住促進のための住宅整備への支援を推進する。

(2) 地域間交流の促進

地域間交流の促進については、東京都大田区、長野県東御市、栃木県那珂川町及び北海道中富良野町との人的、文化的交流に加え、物産交流の拡大、住民参加型の交流の創出及び連携企業との地域貢献活動により、「関係人口」や「交流人口」の拡大から地域活性化を図る取り組みを重点的に推進する。

(3) 地域社会の担い手となる人材の育成

地域の担い手となる人材の育成については、ふるさと教育やキャリア教育の実践を通じた子どもの教育の充実と、地域の課題を当事者である地域住民が自ら解決する活動を推進する。

2 現況と問題点

(1) 多様な人材の確保に資する移住・定住の促進

多様な人材の確保に資する移住・定住の促進については、平成27年度に美郷暮らしサポートセンターを設置し、移住・定住希望者へのワンストップ相談体制を整え、首都圏の相談会などに参加して情報発信を行ってきたが、進学等による若者の県外流出に歯止めがかからない状況である。一方、首都圏での相談会を実施すると、首都圏在住の町出身者の相談が一定数あり、潜在的なUターンのニーズを感じるところであり、Uターンや県外からの移住者の増加につなげるため、移住希望者の多様なニーズに対応したサポート体制の強化や移住希望者へのSNS等を活用した情報発信を強化する必要がある。

また、町内における空き家の増加が地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼす懸念

があることから、空き家や空き地を活用した移住・定住への支援が必要である。

（２）地域間交流の促進

地域間交流の促進については、東京都大田区との交流（小学生交流、友好交流、文化交流、物販交流）、長野県東御市との交流（友好交流、物販交流）、栃木県那珂川町との交流（文化交流、物販交流）、北海道中富良野町との交流（ラベンダー交流、物販交流）を行っている。また、連携企業を通じた地域貢献活動や地域資源を活用した事業の発展に取り組んでいる。今後は、これらの人的、文化的交流から、物産交流、住民参加型の交流を充実させ、「関係人口」や「交流人口」の拡大から地域活性化を図る取り組みが必要である。

（３）地域社会の担い手となる人材の育成

将来の美郷を担う人材を義務教育段階から育成する必要があることから、ふるさと教育やキャリア教育の実践を通じた子どもの教育の充実に取り組む必要がある。

また、住民自らがくらしの安全安心を守り、まちづくりに参画する必要があることから、地域住民一人ひとりが当事者となって地域の課題を認識するための地域活動の推進に取り組む必要がある。

3 その対策

（１）多様な人材の確保に資する移住・定住の促進

- 町内在住の若者の定住や町外からの移住者等に対する支援
- 移住希望者に対する情報提供体制の強化
- 空き家や空き地を活用した住宅整備に対する支援

（２）地域間交流の促進

- 各種団体との相互交流の促進と関係人口や交流人口の拡大
- 友好都市をはじめとした自治体との交流や企業との連携の促進

（３）地域社会の担い手となる人材の育成

- 将来の美郷を担う人材を育成するためのふるさと教育・キャリア教育の推進
- 地域を支える人材の育成を図る社会教育の推進
- 地域住民が主体となった地域活動の推進

評価指標	基準値 (令和 7 年 3 月末)	目標値 (令和 1 3 年 3 月末)
移住者数 (累計)	128 人	250 人

活力ある地域づくり推進事業 の利用件数（年間）	16 件	21 件
----------------------------	------	------

4 事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・ 地域間交流の推 進、人材育成	(1) 移住・定住			
		環境配慮型美郷暮らし整備事業	美郷町	
	(4) 過疎地域持続的発展特別事業			
		美郷暮らしサポート事業 ①事業の必要性 移住者・定住希望者への情報提供等が十分でないことから、ワンストップでのサポート体制を強化する必要がある。 ②具体の事業内容 移住希望者に対する「住まい」「仕事」「結婚・子育て」等に関する情報提供をワンストップサービスで行い、移住・定住の推進を図る。 ③事業効果 移住希望者へのサポート体制を強化することで、移住・定住の増加につながることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	美郷町	補助金 移住希望者へのサポート体制を強化することで、移住による人口の社会増につながることから、事業の効果が将来に及ぶ。
		美郷暮らし促進奨励事業 ①事業の必要性 人口の社会減が増加していることから、町内在住の若者や町外からの定住者等を支援する必要がある。 ②具体の事業内容 町内在住の若者や町外からの定住者等の住宅整備等を支援し、移住・定住の推進を図る。 ③事業効果 町内在住の若者や町外からの定住者等に支援することで、人口の社会減につながることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	美郷町	補助金 移住・定住者の住宅整備等を支援することで、人口の社会減の抑制につながることから、事業の効果が将来に及ぶ。

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		空き家等利活用促進事業 ①事業の必要性 空き家や空き地の増加が年々深刻化していることから、空き家等を有効活用した移住・定住を支援する必要がある。 ②具体の事業内容 空き家等を有効活用した住宅整備等を支援し、移住・定住の推進を図る。 ③事業効果 空き家等を有効活用した住宅整備等の支援により、増加傾向にある空き家の有効活用及び移住・定住人口の増加につながることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	美郷町	補助金 空き家等を有効活用した住宅整備等を支援することで、空き家等の解消と定住促進につながることから、事業の効果が将来に及ぶ。
		地域間交流推進事業 ①事業の必要性 人口減少に伴い他自治体等との連携による地域活性化が求められていることから、地域の特産品を通して関係・交流人口を創出・拡大する必要がある。 ②具体の事業内容 友好都市等の自治体と相互の物販交流を推進し、関係・交流人口の創出・拡大を図る。 ③事業効果 友好都市等の自治体と地域の特産品を通じた物販交流により、関係・交流人口の創出・拡大が図られることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	美郷町	他自治体との物販交流を通して、関係・交流人口の創出・拡大が図られ、地域の活性化につながることから、事業の効果が将来に及ぶ。
		協定企業交流推進事業 ①事業の必要性 人口減少に伴い企業等との連携による地域の活性化が求められていることから、地域資源等を活用して関係・交流人口を創出・拡大する必要がある。	美郷町	連携企業との相互交流を通して、地域資源の活

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		②具体の事業内容 連携協力協定等を締結している企業と様々な分野での相互交流を推進し、地域の活性化を図る。 ③事業効果 連携協力協定等を締結している企業との相互交流を推進し、地域の活性化が図られることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。		用及び関係・交流人口の創出・拡大が図られ、地域の活性化につながることから、事業の効果が将来に及ぶ。

第3章 産業の振興

1 産業の振興の方針

少子高齢化の根本的な対策は産業の振興であり、地域の担い手となる若者が、魅力ある就業の場で安定した所得を得ることができる環境づくりが重要である。

本町の基幹産業は稲作を主とした農業であり、圏域の内外を問わず消費者・市場のニーズに対応した安全で安心な優良農畜産物の生産・販売が必要である。そのため、地域の特性に応じた農畜産物の生産性を高め、高付加価値化を推進する。また、これらを原料とし、町内の地域資源を積極的に活かした消費者に幅広く支持される商品の開発改良・販売により食品加工等の地場産業の振興を図る。こうした物産振興と地域が持つ美しい自然・歴史環境を活用した滞在型の観光振興を推進する。さらに、企業誘致及び企業活動支援対策による雇用の場の創出を促進する。

本町では、平成17年6月に町のラベンダー園で発見された白色系ラベンダーを町の特色として活用すべく、平成25年2月に町オリジナル品種のホワイトラベンダー「美郷雪華」として品種登録をし、平成26年8月には、美郷雪華から採取した酵母を「美郷雪華酵母」として商標登録を行った。また、美郷雪華を通じた企業連携として、令和3年に香料会社と、令和6年に化粧品原材料会社と、それぞれ事業連携協定を締結している。「美郷雪華」は町の特産品として、更なるブランド化を目指すべく、美郷雪華を活用した商品開発や販路拡大、町の認知度向上を目指し、地域経済の活性化につながる取り組みを推進していく。

また、産業振興全般について、秋田県、他市町村、各種団体等と情報共有を図りながら、連携して推進する。

(1) 農林業の振興

農業の振興については、生産者自らの経営判断・販売戦略に基づいて需要に応じた生産ができるよう、生産力の強化、担い手の確保・育成、農地利用の集積・集約化による農産・畜産振興とこれらを原料とする加工・販売を推進する。

生産力の強化については、園芸作物等の増産に要する機械導入やスマート農業の導入を支援する。

担い手の確保・育成については、認定農業者や地域の中心となる経営体（集落営農や農業法人等）をはじめ、女性農業者、新規就農者等が、それぞれの経営規模や労働力等に応じて地域農業を担うよう支援するとともに、就農者の営農継続を支援する。

農地の有効活用については、生産基盤の効率的な活用を促進するため、計画的な大区画は場整備や多面的機能支払交付金等による土地改良施設の保全管理を行う。また、優良農地の確保と活用を促進するため、休耕田の増加を抑制するとともに、耕作放棄地の防止や解消対策を推進する。

農産・畜産振興については、安全・安心な農畜産物を求める消費者志向の高まりの中で、町堆肥センターの堆肥を活かした資源循環型によるこだわりの「美郷米」・「大豆」や、野菜・花き等の「美郷推進作物」・「美郷ブランド作物」及び薬用植物の生産

拡大を促進するほか、優良牛の飼育を奨励する。また、家畜排泄物の適正かつ円滑な処理を図るため、町堆肥センター及びアクティセンターの施設状況を踏まえながら一体的運用並びに効率的活用を推進する。

加工・販売促進については、地産地消活動を推進するため、6次産業化推進協議会等の各団体の支援を図る。また、付加価値型の経営を推進するため、地場産の農畜産物を活かした新たな加工品・特産品の開発や販売促進を支援するなど、売れる商品づくりに取り組み、流通業者や地域間交流団体等と連携し、大消費地に向けて農産物や加工品の売り込みを強化する。

林業の振興については、森林が有する多面的機能の充実と地域林業の育成を図るため、森林経営管理法に基づく森林経営管理制度等による適時適切な伐採、造林、保育等の管理や林道・作業道の整備を行い、効率的な林業生産体制の整備を進めるとともに、町有林の保育間伐や水源涵養保安林の保全等の森林保全事業を推進する。また、森林病虫害対策として、松枯れ、ナラ枯れ被害を抑制するための防除など、重点地域での適切な対策を推進する。

（２）地場産業の振興

地場産業の振興については、付加価値型の経営を推進するため、薬用植物をはじめとした地場産の農畜産物や豊かな水資源など、地域の特色を活かした新たな加工品・特産品の開発を支援し、消費者に幅広く支持される商品づくりを進める。また、流通業者や地域間交流団体等と連携し、大消費地に向けて農産物や加工品の売り込みを強化する。

また、少子高齢化の進行により、今後さらに深刻さを増す労働力不足などの雇用情勢に対応するため、町民の雇用や若年者の地元就職並びに就業定着を目的とし、町内事業者に対する人材育成支援を推進するほか、本町への新しい人の流れをつくるために、移住者など町外からの人材雇用を推進する。

（３）企業の誘致対策

企業の誘致対策については、雇用の拡大や若者の定住促進など、地域の活性化に大きな効果が期待できることから、秋田県企業誘致推進協議会と連携し、首都圏等の企業に対する誘致活動を推進する。また、町企業誘致条例による優遇措置を継続するとともに、町有未利用財産等を活用した企業誘致を推進する。

（４）起業の促進

起業の促進については、町内で新たに起業する事業者や町内の空き店舗等を活用した出店への支援に取り組む。また、新たな雇用創出に対する支援を推進する。

（５）商業の振興

商業の振興については、町内製品のブランド化を通じた販売支援、各種物産展への支援を推進する。

町内製品のブランド化を通じた販売支援については、地域資源を活かした新商品を開発する事業者に対し、調査研究に対する支援を通じ、新たな町ブランド商品の開発

を推進するほか、パッケージデザインの企画や制作、宣伝資材にかかる支援を通じ、ブランド商品の魅力を引き立て、販売支援につなげていく。さらには、ブランド認定制度を通じ、町ブランド商品の普及啓発と情報発信を展開する。

各種物産展への支援については、商業意欲の高揚を図るため、イベントや地域間交流等を通じ、地域資源の情報発信をするとともに、町内事業者等の積極的な参加と出展の促進、多様な機会の提供を推進する。

（６）鳥獣被害の防止

鳥獣被害の防止については、カラス類、ツキノワグマ、イノシシ、ニホンジカなど農地・人家周辺に出没する個体を対象とし、美郷町鳥獣被害対策実施隊による銃器及び箱わな（檻）などでの捕獲を行い、被害の防止に取り組む。また、捕獲方法、捕獲器材についても随時検討・更新を行い、効率的な活動を推進する。

（７）観光又はレクリエーションの振興

近年の旅行形態として、日本人観光客及び外国人観光客を問わず「モノ消費型」から「コト消費型」へシフトされ、団体での旅行が減少し、個人や小グループでの旅行が増加している。また、新型コロナウイルス感染症による観光への影響として、これまで以上にアウトドア志向の旅行スタイルに対する需要が高まっている。

このような背景の中、新たな観光スタイルとして、アウトドアを中心とする体験型観光を推進する。推進にあたっては、既存の観光資源の保全管理とブラッシュアップ、町の観光資源をアウトドア・アクティビティとして活用するためスタートした町認定のネイチャーガイドによる体験型観光の実施などを行うほか、来町する観光客に対しては各方面から受け入れ態勢の整備を行っていく。併せて、観光物産宿泊等関連施設の機能維持と強化や必要な観光情報の収集・共有・発信を行うことなどにより、観光客の誘客と滞在時間の延長を図り、物産振興との連携により地域経済の活性化に取り組む。

また、観光誘客効果を高めるため、観光圏域を点ではなく線、そして面（エリア）で捉え、隣接市町村等と連携した広域観光を推進する。

２ 現況と問題点

（１）農林業の振興

本町の農業は、長年にわたり適地・良質米産地として稲作を農業経営の基幹としてきた。しかし、米の消費量の減退、さらには米価の不安定、作目の複合化への転換が進まず、農業就業者の減少と高齢化、担い手不足により、農業・農村を取り巻く環境は年々厳しい状況にある。

農林業センサスによると、農家戸数、農業就業人口はそれぞれ昭和 50 年の 4,219 戸、7,721 人から令和 2 年の 1,138 戸、1,783 人と農家戸数で 73.0%の減少、農業就業人口で 76.9%の減少となっている。この背景には、農業所得の低下による農業以外への就業者の流出や後継者不足に伴う高齢化と離農の進行がある。

農地については、計画的な大区画ほ場整備の実施や農家による法人化等の進展等により、着実に認定農業者や地域の中心となる経営体などの担い手に利用集積が進んでいる一方、農業従事者の減少等に伴う休耕田の増加や、労働力不足等による耕作放棄地の発生が懸念されている。

農業生産については、町内の家畜排泄物を処理するアクティセンターや平成 20 年度から稼働した町堆肥センターの堆肥利用による土づくりの促進とスマート農業の導入や共同防除等による省力化・低コスト化栽培の実施、町が推奨する「美郷推進作物」や「美郷ブランド作物」及び薬用植物の生産拡大、優良牛の飼育奨励等を行っており、米価等の不安定や農家の減少にある中で農業産出額は年々増加にある。水田農業の推進に関わる助成制度に伴い、大豆等の複合作物は作付面積に変動があるものの、米以外の土地利用型作物として定着しつつある。また、桔梗等の薬用植物の栽培技術の確立により、増加傾向にある休耕田を有効活用することで、集落の維持及び活性化を図る必要がある。

本町の林業は、木材価格の低迷や森林所有者の高齢化・後継者不足等により、生産活動が全般にわたり停滞し、間伐・除伐などによる保育等が適正に実施されていない森林が増加している。一方、町土の保全、水資源の涵養、森林浴等の保健休養等森林の持つ多様な公益的機能の発揮に対する要望が高まりつつあり、本町では、町有林の保育間伐や七滝水源涵養保安林へのブナの苗木の植樹等の森林保全事業を実施している。また、町内の松くい虫被害は、これまでの防除対策の効果により減少傾向にあるが、依然として予断を許さない状況にある。さらに、ナラ枯れ被害の拡大により、貴重な森林資源の減少と景観が損ねられており、対策が必要である。

資料 2－1 農家戸数、農家人口、農業就業人口

(単位：戸、人、%)

年次	実 数			構 成 比		
	農家戸数	農家人口	農業就業人口	農家戸数	農家人口	農業就業人口
昭和 50 年	4,219	20,062	7,721	68.8	75.4	51.7
昭和 55 年	4,163	19,777	6,195	67.7	75.0	43.4
昭和 60 年	4,039	19,360	5,379	65.2	73.5	37.9
平成 2 年	3,872	18,562	4,892	62.6	71.4	35.0
平成 7 年	3,728	17,508	4,256	60.0	69.4	32.3
平成 12 年	3,112	15,870	4,158	49.4	65.6	32.9
平成 17 年	2,776	12,611	4,028	43.9	54.7	33.2
平成 22 年	1,749	7,479	2,448	27.9	34.5	22.5
平成 27 年	1,576	6,236	2,284	25.6	30.8	21.7
令和 2 年	1,138	4,302	1,783	19.0	23.1	18.1

(農林業センサス、国勢調査)

(2) 地場産業の振興

近年、安全・安心志向の高まりから、生産者の顔が見える直売所や加工所での多種多

様な購買需要への対応が大きなビジネスチャンスとなっている。本町では、農業・商業・工業の産業間の連携により、付加価値のある売れる地場産農産物づくりとこれを原料とする加工品開発改良を推進しており、これら特産品を交流のある東京都大田区などの大消費地へ売り込みをしているが、安定的に供給できる種類、量ともに確保できる生産体制は十分とは言えない状況にある。

また、新たな地場産業として、桔梗等の薬用植物を位置づけ、増加傾向にある休耕田を有効活用すべく、栽培技術の確立と流通体制の整備及び本格栽培・生産への支援が必要である。

雇用情勢については、少子高齢化の進行により、今後さらに深刻さを増す労働力不足に対応するため、町民の雇用、若年者の地元就職や就業定着を目的とした町内事業者に対する人材育成支援のほか、移住希望者に対する就労支援を含めた総合的な窓口での相談支援や町内に事業所を新增設した場合の企業立地や雇用に対する助成を行うなど、町内外の人材育成・雇用に対する取り組みが必要である。

(3) 企業の誘致対策

町内の誘致企業は、令和7年9月末現在17社となっているが、直近では令和6年度に2社を町の誘致企業として認定した。

工業統計調査によると、町内の事業所数、従事者数はそれぞれ、平成24年の57事業所、1,409人から、令和3年の39事業所、1,263人と、事業所数は18箇所、31.6%、従事者数は146人、10.4%それぞれ減少している。この背景には、人口減少とそれに伴う労働力不足、経済変動や産業構造の変化に加え、原材料価格をはじめとする物価高騰などが中小企業の経営に影響を及ぼしている。

本町では、こうした町内企業に対し、預託金制度による運転資金の貸付、融資保証料や利子の軽減など経営安定化の支援や新たな分野に進出して事業展開を行う町内企業への支援を行っており、今後も企業誘致及び町内企業活動に対する支援が必要である。

資料2-2 製造業の従事者数、出荷額の状況

(単位：人、万円)

年次	事業所数	従事者数	給与総額	原材料使用額等	製造品出荷額等
平成24年	57	1,409	366,973	399,871	1,151,108
平成25年	58	1,377	341,169	556,849	1,128,572
平成26年	54	1,242	301,803	575,742	1,185,151
平成27年	56	1,224	289,644	419,922	987,216
平成28年	56	1,489	394,464	593,355	1,173,439
平成29年	57	1,613	386,373	746,591	1,369,581
平成30年	53	1,555	396,115	760,552	1,309,521
令和元年	50	1,478	399,909	770,524	1,349,199
令和2年	46	1,407	383,927	702,010	1,255,462
令和3年	39	1,263	350,102	446,589	1,199,646

(工業統計、経済センサス)

(4) 起業の促進

本町の経済・雇用情勢は、物価高騰に伴う消費者の購買力の低下などによる企業収益の低迷と雇用環境の悪化など、依然として厳しい状況にある。こうした中で、起業家総合支援事業が開始された平成 27 年度以降に起業した件数は、令和 7 年 9 月末現在 31 件となっている。

今後も起業を目指す事業者への支援として、店舗等の整備費に対する助成や新たな雇用創出に対する支援が必要である。

(5) 商業の振興

町内の小売業は、町近隣への大型小売店の進出や人口減少、物価高騰の影響による個人消費の減少などにより地元購買率が低下しており、中心商店街の空洞化を招く要因になっている。

商業統計調査及び経済センサスによると、町内の事業所数、従事者数はそれぞれ、平成 19 年の 292 事業所、1,276 人から令和 3 年の 184 事業所、940 人と、事業所数は 108 事業所、37.0%、従事者数は 336 人、26.4%の減少となっており、中心商店街でも空き店舗が散見される。

本町では、地域資源を活用した特産品の開発や販売等に対する支援、町内の空き店舗等を活用した出店に対する支援などを行っており、今後も特産品の開発支援等を通じた町内事業者売り上げ増加につながる取り組みや空き店舗等を活用した商店街のにぎわい創出に向けた取り組みが必要である。

資料 2-3 卸売業・小売業の従事者数、販売額の状況

(単位：人、百万円)

年次	事業所数	従事者数	年間商品販売額
平成 6 年	420	1,411	24,336
平成 9 年	387	1,328	24,824
平成 11 年	364	1,272	24,742
平成 14 年	339	1,329	21,689
平成 16 年	326	1,391	22,960
平成 19 年	292	1,276	25,162
平成 24 年	217	863	23,146
平成 26 年	208	892	24,158
平成 28 年	202	868	16,513
令和 3 年	184	940	21,149

(商業統計、経済センサス)

(6) 鳥獣被害の防止

本町の鳥獣による被害は、ツキノワグマによるものが多く、町内全域の山沿いの農

地及び集落周辺に出没する状況にあり、6月から11月にかけて農作物等の被害が発生している。また、人家周辺にも出没し住民からの目撃情報も年々増えており、今後、状況によっては人身被害の発生も懸念される。

鳥獣の捕獲体制は、美郷町鳥獣被害対策実施隊員の高齢化が顕著であり、担い手の確保、育成が必要である。捕獲は、銃器及び箱わな（檻）により実施しているが、わなを警戒し入らない場合も見られるため、わなの改良、設置箇所の検討が必要である。

（７）観光又はレクリエーションの振興

本町は、真木真昼県立自然公園や緑豊かな美しい公園、湧水群などの自然、温泉、寺院などの観光スポットや文化遺産、伝統行事に恵まれた地域であり、これらの資源に加え、ラベンダーまつりをはじめとする四季を彩るイベントがある。

しかし、町を訪れる観光客は、平成28年度で年間総数99.5万人に達し、その後は減少傾向に転じた。特に新型コロナウイルス感染症を契機として、令和2年度には、67.9万人まで減少したが、その後は回復し、令和5年度は102.9万人にまで達した。また、宿泊者については、平成28年度の年間総数1.3万人を過去10年間の最高値とし、その後は年々減少し、特に新型コロナウイルス感染症の影響を受けた令和2年度については、0.9万人と大幅に減少したが、コロナ禍が落ち着いた令和5年度は1.5万人にまで回復し、引き続き、観光客の確保及び滞在時間の延長を図る取り組みが必要である。

3 その対策

（１）農林業の振興

- 認定農業者・認定就農者や集落型経営体（法人）の確保と育成
- 就農者の営農継続への支援
- 担い手への制度資金の融資や組織活動への支援
- 農地基盤整備の推進
- 土地改良施設の保全管理の推進
- 優良牛の飼育奨励と家畜防疫の推進
- 農地集積と効率的利用の促進
- 耕作放棄地等の防止・解消による農地の有効利用
- 森林の整備に関する総合的支援
- 森林保全事業の実施
- 松くい虫・ナラ枯れ防除等森林保全の推進
- 共同防除を担う人材の育成

（２）地場産業の振興

- 堆肥「美郷の大地」を活用した安全・安心な美郷米や大豆及び野菜・花き等の生産振興
- 野菜、花き等の「美郷推進作物」「美郷ブランド作物」の生産技術、生産設備へ

の支援

- 美郷推進作物・美郷ブランド作物の生産拡大と産地確立
- 農産加工品の開発と販売の支援
- 加工・直売施設等の運営管理と加工・直売活動への支援
- 生産加工施設の整備による安定供給の実現
- 流通業者や地域間交流自治体等との連携による美郷米や特産品等の販路拡大
- 薬用植物の栽培技術の確立と流通体制の整備及び本格栽培・生産への支援
- 安定した雇用の創出
- 移住希望者に対するサポート体制の充実

(3) 企業の誘致対策

- 企業誘致活動（産業振興すべき業種を含む）の推進
- 町有未利用財産（土地・建物）を活用した企業誘致の推進
- 保証融資や利子・保証料の補給による経営安定化への支援
- 工場や機械設備増設等の事業高度化への奨励措置
- 人材獲得に取り組む企業に対する支援
- 新たな雇用創出への支援

(4) 起業の促進

- 店舗等の整備費に対する助成
- 町内空き店舗等を活用した出店の促進
- 新たな雇用創出への支援

(5) 商業の振興

- 地域資源を活用した特産品の開発支援及び販売促進への支援
- 空き店舗の解消による商店街のにぎわいの創出
- 地域間物販交流事業者への支援
- 空き店舗等を活用した出店の促進

(6) 鳥獣被害の防止

- 美郷町鳥獣被害対策実施隊員の確保・育成
- 鳥獣捕獲用のわな（檻）等の設置及び更新
- 狩猟免許取得等への支援
- 人里への出没や農作物の食害対策への支援

(7) 観光又はレクリエーションの振興

- 観光資源の保全管理やブラッシュアップ、体験型観光への活用
- 観光物産宿泊等関連施設・設備の機能維持と強化及び効率的な運営への支援
- ラベンダー園をはじめとする観光施設の保全管理
- 観光イベントや伝統行事など誘客の促進
- 観光ガイド育成や観光案内の充実など観光客受入態勢整備

- 観光情報の受発信力強化と実践
- 観光案内看板に関する整備
- 協定企業等との連携による誘客と情報発信
- 県及び関係市町村と連携した広域観光圏の促進
- 地域資源を活用した特産品の開発
- 体験型プログラムの構築

評価指標	基準値 (令和7年3月末)	目標値 (令和13年3月末)
新規就農者数（累計）	35 人	45 人
生薬栽培農家数（累計）	29 戸	35 戸
製造品出荷額（年間）	170 億 9,072 万円	173 億 5,000 万円
製造業従事者数（年間）	1,379 人	1,480 人
新規起業者数（累計）	31 事業者	43 事業者
年間滞在型観光客数（宿泊者）	9,926 人	12,000 人
観光客入込数（年間）	948,954 人	1,000,000 人

4 事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	(1) 基盤整備			
	農業	県営農地集積加速化基盤整備事業 用排水整備 金沢地区 A=405ha（うち美郷町 A=404ha）	秋田県	負担金
		県営農地集積加速化基盤整備事業 ほ場整備 明田地野際地区 A=113ha	秋田県	負担金
		県営農地集積加速化基盤整備事業 ほ場整備 太田南部地区 A=347ha（うち美郷町 A=4.7ha）	秋田県	負担金

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		県営農地中間管理機構関連ほ場整備事業 ほ場整備 六郷西部第2地区 A=155ha	秋田県	負担金
		県営農地中間管理機構関連ほ場整備事業 ほ場整備 大坂善知鳥地区 A=103ha	秋田県	負担金
		県営農地中間管理機構関連ほ場整備事業 ほ場整備 第二暁・雨池地区 A=50a	秋田県	負担金
		県営農地中間管理機構関連ほ場整備事業 ほ場整備 美郷中央地区 A=400ha	秋田県	負担金
		県営かんがい排水事業 用水路整備 下堰・三百石堰地区 L=4.7km	秋田県	負担金
		県営基幹水利施設ストックマネジメント事業 織埋地区 N=1 式	秋田県	負担金
		県営基幹水利施設ストックマネジメント事業 高倉地区 N=1 式	秋田県	負担金
		県営基幹水利施設ストックマネジメント事業 荒巻地区 N=1 式	秋田県	負担金
		県営基幹水利施設ストックマネジメント事業 石田地区 N=1 式	秋田県	負担金
		県営基幹水利施設ストックマネジメント事業 高梨地区 N=1 式	秋田県	負担金
		県営基幹水利施設ストックマネジメント事業 仙北平野 4-2 地区 N=1 式	秋田県	負担金
		県営基幹水利施設ストックマネジメント事業 仙北平野 4-3 地区 N=1 式	秋田県	負担金
		県営水利施設管理強化事業 仙北平野地区 N=1 式	秋田県	負担金
		県営水利施設管理強化事業 田沢疏水地区 N=1 式	秋田県	負担金
		県営水利施設管理強化事業 旭川水系地区 N=1 式	秋田県	負担金

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		県営ため池整備事業 ため池 2箇所 金沢 4 地区 N=1 式	秋田県	負担金
		県営ため池整備事業 ため池 5箇所 金沢 9 地区 N=1 式	秋田県	負担金
		多面的機能支払交付金事業 A=5, 116ha	美郷町	補助金
		中山間地域等直接支払交付金事業 A=37ha	美郷町	補助金
	林業	松くい虫防除対策事業 薬剤散布、樹幹注入、伐倒駆除	美郷町	
		林道整備事業 L=4, 200m	美郷町	
		森林経営管理事業 A=891. 27ha	美郷町	
		豊かな里山林整備事業 A=3. 0ha/年	美郷町	
		七滝「水の森」植樹事業 A=0. 1ha/年、N=200 本/年	美郷町	
	(4) 地場産業の振興			
	流通販売施設	あったか山直売所改修工事 屋根葺替	美郷町	
	(5) 企業誘致			
		誘致企業奨励金	美郷町	補助金
		本社機能移転促進支援事業	美郷町	補助金
		企業紹介型企業誘致サポーター事業	美郷町	補助金
		企業人材獲得支援事業	美郷町	補助金
		雇用促進支援事業	美郷町	補助金
		中小企業新分野進出応援事業	美郷町	補助金
		中小企業の仕事と子育て両立支援事業	美郷町	補助金
	(6) 起業の促進			
		起業等総合支援事業	美郷町	補助金
	(7) 商業			
	その他	商工業振興奨励金	美郷町	補助金
		空き店舗等対策事業	美郷町	補助金

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	(9) 観光又はレクリエーション			
		観光関連団体等支援事業	美郷町	温泉含
		名水市場湧太郎管理事業	美郷町	
		ラベンダー園管理事業	美郷町	
		清水周辺環境管理整備事業	美郷町	
		ラベンダーまつり開催事業	美郷町	
		イベント関連事業	美郷町	
		体験型・滞在型観光推進事業	美郷町	
		大台野広場管理事業	美郷町	
		雁の里山本公園管理事業	美郷町	
		薬樹の森健康公園管理事業	美郷町	
		あったか山グリーンパーク管理事業	美郷町	
		まちなかエリア交流空間整備事業 公園整備、駐車場整備	美郷町	
		美郷雪華PR事業	美郷町	
	(10) 過疎地域持続的発展 特別事業			
		薬用植物試験栽培事業 ①事業の必要性 生薬の里美郷構想実現のため、甘草、桔梗、 営実、千振をはじめとする薬用植物の試験栽培 を行う必要がある。 ②具体の事業内容 栽培環境に適した薬用植物を選定するため 甘草等の試験栽培を行う。 ③事業効果 町の栽培環境に適した薬用植物の選定と栽 培技術の提供により、農業者等への栽培普及に つながることから、将来にわたり過疎地域の持 続的発展に資する事業である。	美郷町	薬用植物の 試験栽培に より栽培技 術を確立す ることで、栽 培面積の拡 大と所得向 上につながる ことから、 事業の効果 が将来に及 ぶ。
		薬用植物栽培支援事業 ①事業の必要性 生薬の里美郷構想実現のため、薬用植物の栽 培に係る栽培管理体制の育成を図る必要があ る。 ②具体の事業内容	美郷町	補助金 薬用植物の 栽培管理体 制を支援す ることで、生

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		町が指定する機関から種苗の提供を受け薬用植物を栽培する方に対し、面積助成、出荷助成、活動助成の補助金を交付する。 ③事業効果 生産性・収益性の高い安定的な栽培管理が確立され、農業所得の向上につながることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。		産者数及び栽培面積が加し、産業振興と所得向上につながることから、事業の効果が将来に及ぶ。
		作物転換総合支援事業 ①事業の必要性 水稲から園芸作物への転換による収益性の高い複合型農業を推進する必要がある。 ②具体の事業内容 美郷振興作物や美郷ブランド作物の作付拡大や新規作付に取り組む町内の農業者等に対し、面積助成、種苗助成、機械・設備助成等の補助金を交付する。 ③事業効果 農業所得の向上及び産地の形成並びに農産物のブランド化が図られることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	美郷町	補助金 複合型農業に取り組む農業者を支援することで、産業振興及び所得向上につながることから、事業の効果が将来に及ぶ。
		営農継続支援事業 ①事業の必要性 農業従事者の高齢化及び担い手不足により、担い手の確保・育成が必要である。 ②具体の事業内容 認定農業者又は営農を維持・継続する農業者で60歳未満の方等で、機械・施設等の導入に対し補助金を交付する。 ③事業効果 農業従事者の確保・育成と安定的で持続可能な地域農業が維持されることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	美郷町	補助金 農業従事者の機械設備等の導入を支援することで、担い手の確保・育成及び産業振興につながることから、事業の効果が将来に及ぶ。

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		スマート農業導入支援事業 ①事業の必要性 農作業の省力化及び効率化等に必要なスマート農機の導入等を支援し、農業経営の規模拡大を図る必要がある。 ②具体の事業内容 スマート農機を導入し、RTK基地局を利用して1割以上の規模拡大を目指す担い手に対し、補助金を交付する。 ③事業効果 生産性の向上により農業経営の規模拡大が図られることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	美郷町	補助金 スマート農機の導入を支援すること、担い手の経営規模の拡大につながることから、事業の効果が将来に及ぶ。
		地力増進土づくり支援事業 ①事業の必要性 家畜排泄物を活用した堆肥を農地へ施用し、地域循環型農業を推進する必要がある。 ②具体の事業内容 美郷推進作物及び大豆を作付し、町が指定する堆肥を施用した農業者等に対し補助金を交付する。 ③事業効果 有機質を豊富に含んだ土づくりが図られ、循環型農業の確立につながることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	美郷町	補助金 町内家畜排泄物を活用した堆肥の圃場への施用を支援することで、循環型農業の振興につながることから、事業の効果が将来に及ぶ。
		新規就農者支援事業 ①事業の必要性 新規就農希望者への情報提供や支援が十分でないことから、就農希望者及び就農初期の経営者に対する支援を行う必要がある。 ②具体の事業内容 新規就農者の定着に向けた農地等の賃借料や借家等賃借料の補助金を交付する。 ③事業効果 新規就農者の就農リスクを軽減し新規参入を促すことで、担い手の確保・育成につながる	美郷町	補助金 新規就農希望者及び就農初期の経営者の初期投資を支援すること、担い手の確保・育成につながる

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		ことから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。		ることから、事業の効果が将来に及ぶ。
		新規就農者経営安定支援事業 ①事業の必要性 新規就農者の就農後の作物栽培に係る支援策が十分でないことから、就農初期の経営者に対する支援を行う必要がある。 ②具体の事業内容 新規就農者が取り組む作目に係る種苗、肥料、農薬等の購入代を助成する。 ③事業効果 新規就農者の就農リスクを軽減し新規参入を促すことで、担い手の確保・育成が図られることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	美郷町	補助金 新規就農者の就農後の作物栽培を支援することで、担い手の確保・育成につながることから、事業の効果が将来に及ぶ。
		新規就農者雇用促進支援事業 ①事業の必要性 就農を目指す若手農業者の就農機会や支援が十分でないことから、経営発展を目指す農業法人の通年雇用を基本とした新たな雇用への支援を行う必要がある。 ②具体の事業内容 45歳未満の町民を雇用した農業法人に対し、社会保険料事業主負担分を助成する。 ③事業効果 就農を目指す若手農業者の就農機会の拡大及び農業法人の体質強化が図られることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	美郷町	補助金 農業法人の新たな雇用を支援することで、就農機会の確保及び担い手の確保・育成につながることから、事業の効果が将来に及ぶ。
		農地所有適格法人運営支援事業 ①事業の必要性 農業従事者の高齢化及び担い手不足により、地域の中心となる経営体の育成・確保が必要である。 ②具体の事業内容 会計事務等の専門家へ依頼した経費に対し	美郷町	補助金 地域の中心となる農業経営体の経営を支援することで、農

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		補助金を交付する。 ③事業効果 設立間もない農地所有適格法人の経営の円滑化が図られることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。		業振興及び担い手の確保・育成につながることから、事業の効果が将来に及ぶ。
		6次産業化支援事業 ①事業の必要性 農産物の加工、販売による農業経営の多角化・高度化を図る必要がある。 ②具体の事業内容 町内の農業者等で、農産物の加工販売や首都圏で販売促進するための経費等に対し補助金を交付する。 ③事業効果 農業経営の多角化・高度化を支援することで農業所得の向上が図られることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	美郷町	補助金 6次産業化を支援することで農業経営の多角化が図られ、産業振興及び所得向上につながることから、事業の効果が将来に及ぶ。
		畜産振興事業 ①事業の必要性 優良牛の導入促進による畜産経営の規模拡大並びに家畜の防疫処置・排泄物処理の適正化を支援する必要がある。 ②具体の事業内容 優良牛の導入、家畜の予防接種等の防疫費用及び家畜排泄物の町外施設への搬入費用等に対し補助金を交付する。 ③事業効果 優良牛の導入及び家畜の予防接種等の防疫が徹底され、畜産振興と畜産農家の経営安定につながることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	美郷町	補助金 優良牛導入及び家畜の防疫処置等を支援することで、畜産の振興につながることから、事業の効果が将来に及ぶ。

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		サキホコレ作付応援事業 ①事業の必要性 秋田米新品種サキホコレの産地確立を図るため、作付けの推進が必要である。 ②具体の事業内容 サキホコレを作付けした農業者に対し補助金を交付する。 ③事業効果 サキホコレの産地確立及び付加価値向上につながることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	美郷町	補助金 サキホコレの産地確立とブランド力強化を図ることで農産物の付加価値向上につながることから、事業の効果が将来に及ぶ。
		起業家総合支援事業 ①事業の必要性 雇用創出に向けた地域内での地場産業の振興や、起業・創業に焦点を合わせた内発的な振興の必要がある。 ②具体の事業内容 町内で新たに創業する場合、次の支援を行う。 (1)店舗等の新築等の費用助成 (2)新事業展開時の事業借入金の利子補給 ③事業効果 地域内の開業率を向上させることにより、新たな事業活動による地域活性化を促すとともに、将来的な雇用の創出につながることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	美郷町	補助金 町内での起業を支援することで、将来にわたる産業振興及び雇用の創出につながることから、事業の効果が将来に及ぶ。

5 産業振興促進事項

(1) 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
美郷町全域	製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、旅館業	令和8年4月1日～ 令和13年3月31日	

(2) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記3及び4のとおり

6 公共施設等総合管理計画等との整合

美郷町公共施設等総合管理計画では、下表で定める施設類型別の留意点を考慮しつつ、着実な推進を図るため基本的な方針を踏まえた実施計画（個別施設計画）を策定している。美郷町過疎地域持続的発展計画においても、これらの留意点との整合性を図りつつ適正に事業を推進する。

施設類型	個別施設計画策定の留意点
スポーツ・レクリエーション系施設	・ 将来人口の及ぼす影響を推量し、運営の効率化を図りつつ、利用者ニーズ等を意識したサービスの提供体制づくりを検討
産業系施設	・ 地域産業などの動向も注視した有効活用のあり方を検討

第4章 地域における情報化

1 地域における情報化の方針

情報通信基盤の整備については、情報通信技術（ICT）の利活用により地域間格差の是正や住民の利便性向上をはかるため、住民生活に身近な分野で情報化を推進する。

（１）高速情報通信基盤の整備

高速情報通信基盤の整備については、日常生活での町民の利便性の向上と地域産業の活性化を図るため、通信事業者に対して、計画的な整備・拡充を積極的に働きかける。

（２）情報化・デジタル化の推進

情報化・デジタル化の推進については、町民の利便性の向上を図るため、電子申請等による行政サービスのデジタル化を推進する。

（３）デジタル人材の育成

デジタル人材の育成については、町民のすべてが情報通信技術の恩恵を享受して、豊かで便利な生活を実感できるよう、情報通信技術の利用が不得手な方を対象に、デジタル機器の操作方法や各種サービスの利用方法に関する研修会などを開催し、新たな技術の理解促進と利活用を推進する。

2 現況と問題点

（１）高速情報通信基盤の整備

近年、スマートフォン等の普及や、インターネットを活用した情報発信、各種アプリケーションの利用拡大により、通信網におけるデータトラフィックは飛躍的に増加している。地域における情報化を推進するためには、高速かつ大容量の情報通信基盤の活用が不可欠である。

本町においては、主要な公共施設が町村合併時に整備した光ファイバー高速通信網により結ばれているが、当該設備は耐用年数（約20年）を超過しており、今後の行政事務の安定的な継続と住民サービスの向上を図るためには、通信設備の改修・更新や、新たな情報通信基盤の検討・整備が必要である。

（２）情報化・デジタル化の推進

自治体DX推進計画においては、自治体が重点的に取り組むべき事項や具体的な取組内容が示されており、国や県の動向を踏まえつつ、施策を展開していくことが求められる。

本町においても、人口減少や少子高齢化、行政コストの削減など、さまざまな課題に対し、デジタル技術を活用して対応していく必要がある。特に、「みさと版ワンス

「トップサービス」の実現に向けて、現状の分析と将来像の明確化、具体的な施策の検討を行い、着実に実行していく必要がある。

（３）デジタル人材の育成

情報技術の進展により、新たなサービスが次々と提供される中で、町ではSNS等を活用した情報発信や電子申請の導入を進め、その利用促進を図っているが、高齢者をはじめとする情報弱者の利用は十分に進んでいない。町民すべてが情報通信技術の恩恵を享受できるよう、デジタル機器の操作方法や利活用に関する研修会を開催し、住民の理解促進と利活用支援を進めていく必要がある。

３ その対策

（１）高速情報通信基盤の整備

- 次世代光通信設備の改修

（２）情報化・デジタル化の推進

- 行政サービスでの電子申請等のデジタル化の推進・拡充

（３）デジタル人材の育成

- デジタルツールの操作方法や利活用等に関する研修会等の開催

評価指標	基準値 (令和 7 年 3 月末)	目標値 (令和 1 3 年 3 月末)
行政サービスでの電子申請等のオンライン手続数	63 手続き	200 手続き
デジタルツールの操作等に関する研修会の参加者数(延べ)	100 人	500 人

４ 事業計画（令和 8 年度～ 1 2 年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
３ 地域における情報化	(３) その他			
		デジタルツール活用促進事業	美郷町	

第5章 交通施設の整備、交通手段の確保

1 交通施設の整備、交通手段の確保の方針

交通施設の整備については、地域の産業、経済、文化の振興を図り、地域間の交流・連携を促進する必要不可欠な要素であることから、各種道路整備事業とネットワーク化に重点をおいた道路交通網の整備を推進する。また、急速に進む高齢社会に対応した安全・安心な暮らしを支えるため、集落間接続道路及び生活圏道路の改良整備を実施し、生活交通の確保に努めるとともに冬期間の安全な交通を確保するため、効率的な除雪体制の構築と運用を推進する。

交通手段の確保については、公共交通を取り巻く環境の変化等に対応しつつ、乗合バスや鉄道、タクシー、乗合タクシー等の交通手段の連携より、地域の実情に即した輸送サービスの取り組みを推進する。

(1) 町道の整備

町道の整備については、均一的な道路網を整備するため、幹線道路や町内の地域交流を促進させるための道路、集落間接続道路、生活圏道路等を整備する。また、安全・安心な歩行空間と道路交通を確保するため、危険交差点の解消や歩道の整備をさらに進めるとともに、道路・橋梁施設の長寿命化のための補修・修繕の実施や緊急自動車の不通路線の改善整備を行う。これにより、改良率については令和6年度の57.5%から令和12年度には58.0%まで、舗装率については令和6年度の47.9%から令和12年度には48.5%まで向上させることを目標とする。そのほか、冬期間の安全で円滑な道路交通を確保するため、消融雪施設の整備や除排雪機械の更新を行い、住民生活や緊急自動車の通行にも配慮した除排雪体制を構築する。

(2) 交通手段の確保

地域旅客運送サービスの維持可能な提供については、地域内の生活交通を確保するため、既存の公共交通機関との連携を図り、生活バス路線の存続に向けた支援を継続して行う。また、高齢者や障害者等の交通の確保や公共交通空白地域における生活の足を確保するため、予約制乗合タクシーを引き続き運行するとともに、利用促進に向けた制度改正及び啓発活動を通じて利用率の向上を図る。

2 現況と問題点

(1) 町道の整備

本町は、国道13号と主要地方道角館六郷線をはじめとした県道が、町内の産業、経済、文化活動を営むための重要な幹線道路となっており、これらに接続する町道は、町村合併後に計画的に整備され、改良・舗装ともに順調に推移している。しかし、舗装面の経年劣化が著しい路線も散見され、計画的な舗装修繕が必要である。また、橋梁施設

については、安全性確保のため、長寿命化修繕計画の策定に必要な点検調査を行っているが、今後は、この計画に基づいた修繕整備が必要である。

本町は、県内有数の豪雪地帯であり、冬期間の交通の確保は、自家用車を主な移動手段とする町民の暮らしに不可欠である。そのため、老朽化した除排雪機械を計画的に更新した除排雪作業の実施が必要である。また、消雪パイプ、流雪溝施設が設置されている地域は、住宅や商店が密集しており、適切な施設の維持管理と運用が必要である。

資料 3－1 道路の状況

(単位：m、%)

区 分	路線数	実 延 長	改良済延長	改良率	舗装済延長	舗装率
町 道	2,537	1,074,346	617,739	57.5	514,933	47.9

(道路現況調査、令和 7 年 3 月 31 日現在)

(2) 交通手段の確保

町内の公共交通は、生活バスと鉄道が地域に密着した重要な交通手段として位置づけられている。生活バスについては、自家用車の普及等により利用者の減少が続き、平成 20 年 3 月までに町内 6 路線のうち 3 路線が廃止されたが、公共交通機関を主に利用している高齢者にとって、生活バス路線の存続が必要である。また、本町では、公共交通空白地域への対応と生活バス路線・鉄道などの既存公共交通機関までのアクセス手段として、予約制乗合タクシーを運行しており、利便性の向上が必要である。

3 その対策

(1) 町道の整備

- 町の一体化を進める幹線道路の整備
- 国道 13 号及び主要地方道、一般県道への接続道路の整備
- 集落間、施設間、近隣市への接続道路の整備
- 生活に密着した集落内道路の改善整備
- 転落等危険のある箇所の防護柵等の改善整備
- 緊急自動車の不通路線の改善整備
- 歩行者が安全に通行できる歩道等の整備
- 危険交差点の改善整備
- 除排雪機械の整備更新と必要台数の確保
- 消雪、流雪施設の維持管理
- 橋梁の点検調査と長寿命化修繕計画の策定
- 修繕計画に基づいた老朽道路・橋梁の整備

(2) 交通手段の確保

- 予約制乗合タクシーの運行

○ 生活バス路線の運行に対する支援

評価指標	基準値 (令和7年3月末)	目標値 (令和13年3月末)
橋梁修繕の整備数	58 橋	64 橋
予約制乗合タクシーの1便あたりの乗車人数	1.23 人	1.27 人

4 事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設の 整備、交通手段の 確保	(1) 市町村同			
	道路	幹線道路整備事業 大坂・黒沢線 L=2,000m、W=6.0m	美郷町	
		幹線道路整備事業 上村・大坂線 L=1,200m、W=4.5m	美郷町	
		集落間接続道路改良事業 真昼岳線 L=1,000m、W=5.0m	美郷町	
		集落間接続道路改良事業 吐出1号線 L=590m、W=5.0m	美郷町	
		幹線道路整備事業 若林南新井1号線 L=500m、W=5.0m	美郷町	
		幹線道路整備事業 本堂城回2号線 L=1,100m、W=5.5m	美郷町	
		集落間接続道路改良事業 横関・城方小屋1号線 L=1,030m、W=5.0m	美郷町	
		幹線道路整備事業 長面線 L=300m、W=5.5m	美郷町	
		集落間接続道路整備事業 鍮田・安城寺線 L=440m、W=5.0m	美郷町	
		集落間接続道路整備事業 横関・張山館線 L=560m、W=5.0m	美郷町	
		集落間接続道路整備事業 中野・柳田線 L=350m、W=5.0m	美郷町	
		集落間接続道路改良事業 安城寺柳原・張山館線 L=1,020m、W=5.0m	美郷町	
		集落間接続道路整備事業 談古町・鶴田線 L=930m、W=5.0m	美郷町	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		集落間接続道路整備事業 太田 4 号線 L=150m、W=5.0m	美郷町	
		集落間接続道路整備事業 寺田太田線 L=1,220m、W=5.0m	美郷町	
		生活圏道路改良事業 内城 4 号線 L=80m、W=3.0m	美郷町	
		集落間接続道路改良事業 街道東柳田線 L=480m、W=5.0m	美郷町	
		集落間接続道路整備事業 談古町切上線 L=800m、W=5.0m	美郷町	
		集落間接続道路改良事業 下畑屋・鶴田線 L=800m、W=5.5m	美郷町	
		幹線道路整備事業 下畑屋・外川原線 L=2,000m、W=5.5m	美郷町	
		幹線道路整備事業 深田線 L=100m、W=6.5m	美郷町	
		集落間接続道路改良事業 湯ノ沢・蛭川線 L=610m、W=5.0m	美郷町	
		幹線道路整備事業 金沢東根下村観音下線 L=900m、W=4.5m	美郷町	
		幹線道路整備事業 中央通り線 L=700m、W=5.5m	美郷町	
		幹線道路整備事業 坪立線 L=3,500m、W=6.5m	美郷町	
		幹線道路整備事業 坪立 1 号線 L=660m、W=6.5m	美郷町	
		幹線道路整備事業 遠槻・高田線 L=620m、W=6.5m	美郷町	
		歩道新設事業 作山・南明田地線 L=800m、W=2.5m	美郷町	
		幹線道路整備事業 作山・南明田地線 L=1,100m、W=6.0m	美郷町	
		幹線道路改良事業 愛宕・四天地線 L=1,200m、W=5.5m	美郷町	
		集落間接続道路整備事業 七滝・仏沢線 L=700m、W=4.5m	美郷町	
		集落間接続道路整備事業 石名館・扇田線 L=1,400m、W=5.5m	美郷町	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		集落間接続道路整備事業 千刈田・岩野町線 L=1,700m、W=5.0m	美郷町	
		集落間接続道路整備事業 南千間谷地1号線 L=400m、W=5.0m	美郷町	
		幹線道路改良事業 都野・東君堂線 L=1,400m、W=7.0m	美郷町	
		幹線道路改良事業 米ノ口・老形線 L=2,600m、W=6.0m	美郷町	
		生活圏道路整備事業 西明田地・南明田地1号線 L=340m、W=5.0m	美郷町	
		生活圏道路整備事業 東君堂・東川原線 L=1,250m、W=4.0m	美郷町	
		集落間接続道路整備事業 溝田・吉ヶ沢線 L=600m、W=5.5m	美郷町	
	河川	緊急浚渫推進事業	美郷町	
	(8) 道路整備機械等			
		除排雪機械整備事業 除雪ドーザ5台、ロータリ除雪車1台、小形 ロータリ除雪車1台、除雪グレーダー1台	美郷町	
	(9) 過疎地域持続的発展特 別事業			
		道路長寿命化事業 道路点検・修繕計画・修繕 ①事業の必要性 老朽化した道路ストックの長寿命化を図り、 地域住民の安全な交通を確保する必要がある。 ②具体の事業内容 道路点検調査により、町道等の損傷・劣化等 を把握し、調査結果に基づき長寿命化計画を策 定した上で、計画に基づく予防的な修繕を実施 する。 ③事業効果 道路予防修繕に係る経費の削減を図り、地域 の道路網の安全性・信頼性を確保することがで きることから、将来にわたり過疎地域の持続的 発展に資する事業である。	美郷町	老朽化した 道路の点検・ 修繕により、 道路の長寿 命化及び交 通の安全安 心につなが ることから、 事業の効果 が将来に及 ぶ。

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		橋梁長寿命化事業 橋梁点検・修繕計画・修繕 ①事業の必要性 従来の損傷が発生してから対応する対症療法型の管理から、劣化の進行を予測して適切な修繕を行う計画的な予防保全型の管理への転換を行い、道路橋梁の修繕に要するコストを削減する必要がある。 ②具体の事業内容 老朽化等により点検が必要な道路橋梁の調査を行い、損傷箇所を確認し、専門家等の意見をもとに修繕計画を策定するとともに計画的に維持・修繕を行う。 ③事業効果 適切な点検と評価に基づく修繕を計画的に実施することで橋梁の長寿命化を図り、道路交通の安全性の確保や老朽化に伴う道路橋梁の修繕・架替えに要するコストを大幅に削減できることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	美郷町	老朽化した橋梁の点検・修繕により長寿命化を図ることで、将来にわたる道路交通の安全・安心につながることから、事業の効果が将来に及ぶ。
		予約制乗合タクシー運行事業 ①事業の必要性 公共交通空白地域において町民の日常的な移動のための交通手段の確保の対策が必要である。 ②具体の事業内容 美郷町地域公共交通活性化再生協議会に負担金を支出して予約制乗合タクシーを運行する。 ③事業効果 公共交通空白地域が解消されるとともに住民生活の利便性向上が図られることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	美郷町	負担金 公共交通空白地域の交通手段を確保することで、交通弱者等の生活の利便性向上につながることから、事業の効果が将来に及ぶ。

5 公共施設等総合管理計画等との整合

美郷町公共施設等総合管理計画では、下表で定める施設類型別の留意点を考慮しつつ、着実な推進を図るため基本的な方針を踏まえた実施計画（個別施設計画）を策定している。美郷町過疎地域持続的発展計画においても、これらの留意点との整合性を図りつつ適正に事業を推進する。

施設類型	個別施設計画策定の留意点
道路	・ 道路除排雪費を含めたトータルコストの縮減等を検討 ・ 美郷町橋梁長寿命化修繕計画に沿った適切な管理を継続
橋梁	

第6章 生活環境の整備

1 生活環境の整備の方針

生活環境の整備については、生活の快適性・利便性を考慮し、若者に魅力ある住環境の整備に努めるとともに、高齢者にも配慮した安全で、潤いと安らぎのある快適な生活空間の整備を推進する。そのため、既存の水道施設の統廃合及び更新、公共下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽の設置など、地域の実情に合わせた生活排水処理施設の整備を推進する。

また、屋内における防災等情報の伝達周知体制を強化し、災害時等に適切な初動対応を取れる環境を整備するとともに、防災備蓄の充実など、町民の安全・安心を確保する取り組みを重点的に推進する。

周辺環境に悪影響を及ぼす危険空家については、解体撤去を推進する。

本町には、四季の彩が織りなす美しい自然が残されており、水環境資源については、町民共有の貴重な財産として次世代へ引き継いでいくため、平成20年3月に「美郷町水環境保全条例」、令和7年2月に「未来へつなごう 環境にやさしいまち」宣言を行っており、水環境保全やリサイクルへの参画によるごみ削減による環境負荷低減、水源涵養林等での植樹及び育樹活動等を推進する。

(1) 水道施設の整備

水道施設の整備については、令和6年度末の水道普及率は59.1%で、供用地域での未加入者の加入促進及び安全で安心な水の安定供給に努め、令和12年度末までに普及率61.5%を目標とする。また、水道施設の計画的な保守点検等の実施により適切な維持管理に努めるとともに、老朽化している水道管の更新を推進する。

また、地下水を水源としている地域において安定的な飲用水の確保を図るため、家庭用の飲用水供給施設の整備を推進する。

(2) 下水処理施設の整備

下水処理施設の整備については、令和6年度末の普及率100.0%、接続率91.8%で地域の特性や実情に応じて、公共下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽などの各種事業を推進する。また、公共下水道及び農業集落排水供用地域での未加入者の加入を促進し、水洗化率を令和6年度末の83.9%から、令和12年度末には85.7%まで向上させることを目標とする。公共下水道及び農業集落排水供用区域外については、合併処理浄化槽の導入を推進し、令和12年度末までに240基の新たな設置を目標とする。そのほか、公共下水道施設及び農業集落排水施設の保守点検等の実施による適切な維持管理と計画的な施設の更新を推進する。

(3) 廃棄物処理施設の整備

ごみ処理については、大曲仙北広域市町村圏組合が運営する処理施設を通じて再資源化と環境に配慮した中間処理、最終処理を行う。ごみの発生抑制、ペットボトル、プラスチック、食用廃油及び古紙などの再生利用を推進し持続可能な循環型社会の構築

を目指して環境負荷の低減を図りつつ、ごみ処理経費の削減に努める。

大曲仙北広域市町村圏組合で管理運営しているごみ焼却処理施設については、大規模施設改修計画を推進し、施設の長寿命化に向けた施設整備を支援する。

(4) 消防・救急・防災施設の整備

消防・防災体制については、消火栓等の整備による消防水利の確保や、協力団体との防災協定の締結を推進する。また、避難生活物資や食料品等を計画的に備蓄するとともに、災害発生時に防災無線、防災メール、町公式ライン、テレビ回覧板等による災害情報や各種緊急情報を迅速に伝達周知できる体制整備を推進する。

地域の防災体制については、消防団の小型動力ポンプ及びポンプ積載車等の整備を図るとともに、初期消火、避難誘導、救出・救護など、地域住民による自主的な防災活動が効果的かつ組織的に行われるよう、自主防災組織の育成及び消防団の機能強化を促進する。

常備消防・救急体制については、大曲仙北広域市町村圏組合が計画的に進めている消防車両や消防分署の整備を支援する。

また、消防・救急業務の充実強化及び高度化を総合的、計画的に推進し、機能の維持を支援する。

(5) 斎場の整備

斎場の整備については、大曲仙北広域市町村圏組合が進めている補修整備を支援する。

(6) 住宅の整備

公営住宅の整備については、入居者の快適な住環境や安全・安心を確保するため、老朽施設・設備の改修を行うとともに、住宅のバリアフリー化や耐震化を促進する。

一般住宅への改修支援については、住宅の安全性の確保への支援として、昭和56年以前に建設された住宅の耐震診断・耐震改修及びリフォームに対する補助制度を継続する。

(7) その他生活環境施設の整備

交通安全施設の整備については、交通事故が多く発生している場所や発生が危ぶまれる箇所を把握し、注意喚起標識、カーブミラーや街頭型防犯カメラの設置・点検補修等を行い、交通事故の防止に努める。また、総合的な事故防止対策を推進するため、横断歩道、信号機、規制標識の設置について関係機関や関係団体と連携を図り、秋田県公安委員会に働きかける。

防犯施設については、地域の要望等に基づき、防犯灯、街路灯や街頭型防犯カメラを計画的に配置するとともに、エコ対応機種を導入することで、維持経費の削減と施設の長寿命化を図る。

また、危険空家等の解体撤去に係る経費助成などにより管理不全空家等の適正管理を推進するとともに、管理不全により倒壊等危険性・緊急性の高い空家を特定空家に認定し、「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づく措置を行い、周辺住民の

安全安心確保に努める。

有効活用が困難になっている老朽化した公共施設の防災・防犯上の危険の回避と維持管理経費を削減するため、解体撤去を推進する。

2 現況と問題点

（１）水道施設の整備

本町の水道施設は、平成 29 年度に旧簡易水道 6 地区を統合し、新たに上水道事業が創設されたことから、旧簡易水道施設間の連携を図るため接続管を布設し、現有施設等の有効活用を図る必要がある。また、水道管の老朽化が進み、漏水等が頻発していることから、今後耐用年数を迎える水道管の計画的な更新と耐震化が必要である。

また、地下水を水源としている地域において安定的な飲用水の確保を図るため、家庭用の飲用水供給設備の整備を推進する必要がある。

（２）下水処理施設の整備

本町の下水処理施設は、公共下水道施設が 1 施設、農業集落排水施設が 5 施設あり、この施設以外の地域は合併処理浄化槽である。しかし、水洗化率については、農業集落排水施設が 95.9%（令和 7 年 3 月現在）に対し、公共下水道施設が 70.3%（令和 7 年 3 月現在）となっており、公共下水道の水洗化率の向上が必要である。

（３）廃棄物処理施設の整備

ごみ処理については、大仙美郷環境事業組合の処理施設を通じて中間処理、最終処理を行っており、一般廃棄物（家庭ごみ・事業ごみ）の総量は人口減少が進む中、令和元年度 6,909t、令和 2 年度 6,768t、令和 3 年度 6,800t、令和 4 年度 6,566t、令和 5 年度 6,189t、令和 6 年度 5,952t と、近年の総ごみ量は 6,000t 前後で推移している。ごみの排出量は社会経済情勢の変化に左右されるが、総ごみ量については、現状推移を維持しつつ、ごみ減量化や再資源化など町民の意識向上につながる取り組みの推進が必要である。

大仙仙北広域市町村圏組合が管理運営するごみ焼却施設は平成 14 年 3 月供用開始から 20 年以上経過しており、今後も支障なく継続して活用していくためには、大規模施設改修を行い施設の長寿命化が必要である。

（４）消防・救急・防災施設の整備

消防・防災体制については、災害に強いまちをつくるため、平成 17 年度に「美郷町地域防災計画」を策定し、防災ハザードマップを活用した避難経路の確保、避難所への迅速な避難指示等を行っている。災害情報の伝達として防災行政無線、Ｌアラート、防災メール、町公式ライン、テレビ回覧板等により行うほか、秋田県が県内市町村と整備を進める「次期総合防災情報システム」（令和 9 年度供用開始予定）による各システムへの情報発信の一元化及び情報共有、回線の二重化による災害に強いシステム整備等を図っていく。また、地域防災計画に基づく公的備蓄の推進について、秋田県と連携し

ながら目標数量を確保するとともに、食料品等備蓄期限のあるものの更新を適宜行う。

地域の体制については、消防団の装備品の平準化を行っており、小型動力ポンプ及びポンプ積載車の耐用年数の超過等を考慮し、適切な維持管理計画のもと更新していく必要がある。また、町内の自主防災組織の組織率は9割を超えているが防災意識に地域差があり、防災意識の向上と防災訓練等の自主的な活動を促進するほか、消防団の機能強化を図る必要がある。

常備消防・救急体制については、大曲仙北広域市町村圏組合と連携し広域の消防・救急体制の充実及び機能維持に努めているが、消防車両、消防分署、消防指令センター・無線施設の老朽化が進行しており、適切な施設更新が必要である。

(5) 斎場の整備

斎場については、大曲仙北広域市町村圏組合が管理運営する中央・南部・北部斎場は、大規模改修等は終了したものの、年次計画による補修整備が必要である。

(6) 住宅の整備

公営住宅については、住宅に困窮している低額所得者に対し、快適な住環境を供給することを目的として整備し、令和7年9月末現在12団地に57棟177戸の公営住宅を設置しているが、新旧住宅の住環境に違いがあり、安全で快適な住環境を提供できるよう、老朽住宅の適切な維持管理及び改修整備が必要である。

一般住宅への改修支援については、昭和56年以前に建設された住宅・建築物の耐震診断や耐震改修の促進に対する支援や生活様式の変化等に応じた住宅リフォームに対する支援が必要である。また、定住を目的とし住宅を取得する町内在住の若者及び町外からの転入者への住宅整備に対する支援が必要である。

(7) その他生活環境施設の整備

交通安全施設については、危険箇所の早期発見、注意喚起標識の設置やカーブミラーの点検補修等の早期対応に努め、安全性を確保する必要がある。また、横断歩道、信号機、規制標識の設置については、関係機関や団体の要望に基づき、秋田県公安委員会へ働きかけをしており、要望の早期実現が課題である。

一時不停止による死傷事故、高齢者による物損事故が多発する傾向にあり、運転者の安全運転意識の向上及び交通事故減少への対策が必要である。

防犯施設については、地域の要望等に基づき、防犯灯や街路灯を計画的に配置しており、施設の長寿命化を図るため、エコ対応機種の導入を推進する必要がある。

また、適正な管理がなされていない空き家等が増加傾向にあり、廃墟化や倒壊等による周辺環境への影響が懸念される。さらに、有効活用が困難になっている老朽化した公共施設についても、防災・防犯上の危険の回避と維持管理経費を削減するため、解体撤去が必要である。

3 その対策

(1) 水道施設の整備

- 老朽管の計画的な更新
- 接続管の布設
- 家庭用の飲用水供給設備設置への支援

(2) 下水処理施設の整備

- 合併処理浄化槽の設置と計画的な維持管理の推進
- 下水道と農業集落排水施設の整備と計画的な維持管理の推進
- 流域下水道施設整備への支援
- 合併処理浄化槽維持管理への支援

(3) 廃棄物処理施設の整備

- ごみ減量化と資源リサイクルの推進
- ごみ焼却施設の長寿命化への支援
- し尿処理施設建設整備への支援

(4) 消防・救急・防災施設の整備

- 消防施設と設備・資機材の充実
- 備蓄物資の適正管理
- 平常時における防火・防災広報活動の展開
- 防災行政無線やホームページ等を活用した防災情報の提供
- 広範な消防・救急活動体制の充実強化と機能維持
- 消防団員の維持と技術の向上
- 自主防災組織の育成と防災訓練の促進
- 災害発生時における避難行動要支援者の避難支援体制の確立

(5) 斎場の整備

- 斎場の建設整備への支援

(6) 住宅の整備

- 老朽化住宅の再編と施設の長寿命化に向けての適切な維持管理及び改修整備
- 一般住宅・建築物の耐震化の推進
- 定住目的で住宅を取得する若者等に対する住宅整備への支援
- 生活様式の変化等に応じた住宅リフォームへの支援

(7) その他生活環境施設の整備

- カーブミラー、注意喚起標識や街頭型防犯カメラの設置及び点検補修
- 交通安全施設の点検と関係機関への改善要望
- 安全運転意識向上に資するドライブレコーダー設置支援
- 危険空家等の適正管理の推進及び特定空家に対する法的措置
- 有効活用が困難である老朽化した公共施設の解体撤去

評価指標	基準値 (令和7年3月末)	目標値 (令和13年3月末)
公共下水・農業集落排水・浄化槽の水洗化率(累計)	83.9%	85.7%
合併処理浄化槽の導入(累計)	2,175基	2,415基
小型動力ポンプ積載車の更新(累計)	0台	12台
町支援を活用した危険空家の解体件数(累計)	86件	156件

4 事業計画(令和8年度～12年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5 生活環境の 整備	(1) 水道施設			
	上水道	六郷畑屋(塚)地区配水管布設替事業 管延長 L=1,800m	美郷町	
		千畑中央(大坂)地区配水管布設替事業 管延長 L=1,500m	美郷町	
		六郷畑屋(羽貫谷地)地区配水管布設替事業 L=2,500m	美郷町	
		仙南東部(旧南部)地区配水管布設替事業 管延長 L=20,000m	美郷町	
	(2) 下水処理施設			
	公共下水道	流域下水道建設事業費負担金	秋田県	負担金
	(3) 廃棄物処理施設			
	ごみ処理施設	ごみ焼却施設基幹工事計画支援事業	大曲仙 北広域 市町村 圏組合	負担金

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	し尿処理施設	し尿処理施設整備計画支援事業	大曲仙 北広域 市町村 圏組合	負担金
	(5) 消防施設			
		消防車両等更新整備負担事業 救急無線整備指令センター整備事業	大曲仙 北広域 市町村 圏組合	負担金
		消防施設整備事業 消火栓、小型ポンプ、積載車	美郷町	
	(6) 公営住宅			
		公営住宅改修事業 屋根防水工事、屋根・外壁改修工事	美郷町	
	(7) 過疎地域持続的発展特 別事業			
		合併浄化槽導入促進事業 ①事業の必要性 生活雑排水を浄化することで水質汚濁や腐敗臭等を防止し、快適な生活環境を確保する必要がある。 ②具体の事業内容 住民が新規に設置する合併処理浄化槽の導入費用に対して支援を行う。 ③事業効果 合併処理浄化槽を導入することで水質汚濁や腐敗臭等の防止につながり、快適な生活環境の確保が図られることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	美郷町	補助金 生活雑排水の適正な処理を支援することで、快適な生活環境の維持につながることから、事業の効果が将来に及ぶ。
		合併浄化槽水質環境保全事業 ①事業の必要性 合併処理浄化槽の適正な維持管理を行う必要がある。 ②具体の事業内容 合併処理浄化槽の設置者が行う水質検査費用に対して支援を行う。 ③事業効果 設置者による合併処理浄化槽の点検、検査	美郷町	補助金 生活雑排水の適正な処理を支援することで、快適な生活環境の維持につながるこ

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		の実施により、適正な維持管理が図られることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。		とから、事業の効果が将来に及ぶ。
		地下水対策事業 ①事業の必要性 地下水を水源としている地域において、飲用水を安定的に確保する必要がある。 ②具体の事業内容 家庭用飲用井戸の設置費用に対して支援を行う。 ③事業効果 地下水を水源としている地域で安定的に飲用水を確保することができ、生活環境の向上が図られることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	美郷町	補助金 飲料水の安定的な確保を支援することで、快適な生活環境の維持につながることから、事業の効果が将来に及ぶ。
		公共施設等解体事業 ①事業の必要性 有効活用が困難となっている老朽化した公共施設での防災・防犯上の危険を回避する必要がある。 ②具体の事業内容 老朽化した公共施設の解体撤去を実施する。 ③事業効果 有効活用が困難となっている老朽化した公共施設を解体撤去することで、防災・防犯上の危険の回避と維持管理経費が図られることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	美郷町	有効活用が困難な公共施設を解体撤去することで、安全安心な生活環境の維持につながることから、事業の効果が将来に及ぶ。
		次期総合防災情報システム ①事業の必要性 災害に強い通信ネットワークと、県と市町村の情報共有力を備えた総合防災情報システムを新たに構築する必要がある。 ②具体の事業内容 次期総合防災情報システムを新たに構築する。 ③事業効果 県と市町村の災害関連情報の迅速な伝達と		負担金 デジタル技術を活用し防災力を強化することで、安全・安心な生活につながることから、事業

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		速やかな共有により災害対応の精度が向上することから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。		の効果が将来に及ぶ。
		住宅リフォーム緊急支援事業 ①事業の必要性 町民の住環境を向上させるため、既存の一般住宅の整備を支援する必要がある。 ②具体の事業内容 一般住宅のリフォーム費用に対して支援を行う。 ③事業効果 既存の一般住宅の居住環境の質が向上し、安全・安心で快適な環境での定住につながることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	美郷町	補助金 一般住宅のリフォームを支援することで、安全・安心及び快適な住環境の維持と定住につながることから、事業の効果が将来に及ぶ。
		危険空家解体補助事業 N=60 件 ①事業の必要性 安全で安心なまちづくりを推進するため、危険空家解体費用の支援が必要である。 ②具体の事業内容 危険空家の解体費用に対し補助金を交付する。 ③事業効果 危険空家を解体することで、安全で安心して暮らせる生活環境の確保につながることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	美郷町	補助金 危険空家を解体することで生活環境の確保につながることから、事業の効果が将来に及ぶ。
	(8) その他			
		特定空家行政代執行 N=10 件	美郷町	
		交通安全対策整備事業 カーブミラー、注意喚起標識設置	美郷町	
		防災備蓄事業 長期保存食料、毛布、簡易ベッド 他	美郷町	

5 公共施設等総合管理計画等との整合

美郷町公共施設等総合管理計画では、下表で定める施設類型別の留意点を考慮しつつ、着実な推進を図るため基本的な方針を踏まえた実施計画（個別施設計画）を策定している。美郷町過疎地域持続的発展計画においても、これらの留意点との整合性を図りつつ適正に事業を推進する。

施設類型	個別施設計画策定の留意点
行政系施設 公営住宅 水道施設 下水道施設	・災害時などにおける拠点機能の維持向上を基本 ・空き家の増加など、予想される住生活を取り巻く情勢の変化を見据えた住宅政策の中で検討 ・更新等に要する費用の縮減・平準化等を検討 ・美郷町污水处理施設整備構想を進展

第7章 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

1 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進の方針

子どもの減少による地域活力の低下を防ぐため、認定こども園、放課後児童クラブの施設整備や家庭・育児に関する相談業務の充実など、子育て支援環境の充実を推進する。

高齢者の一人暮らしや高齢者のみの世帯が増加していることから、他者の援助が必要になった場合でも、安心して在宅生活が継続できるよう支援体制の整備を推進する。また、障害者総合支援法に基づく施策を実施し、障害の有無にかかわらず共生する地域社会の実現に向けて、障害者の日常生活及び社会参画を総合的に支援する。

(1) 子育て支援の充実と子育て施設の整備

ア 子育て世代への支援

少子高齢化が加速する中、安心して子育てができる地域環境づくりとともに、仕事と子育ての両立を支援することができる地域の教育・保育体制の充実が必要である。

令和6年度に策定した美郷町こども計画により、地域のニーズに即した支援を実施し、教育・保育の質を向上させるとともに、妊娠・出産から子育て期までの切れ目ない伴走型支援を推進する。さらに、地域子育て支援センターやこども家庭センターを中心とした専門的な相談支援や情報提供を充実させることで、子育て世代に寄り添った支援体制を強化する。

延長保育や一時預かり事業については、引き続き事業の充実に努めるとともに、共働き家庭等の小学生に対し、安心して過ごせる遊び・生活の場を確保し、次代を担う人材の健やかな成長を支援するため、放課後児童クラブの充実を図る。また、当該施設の老朽化に対応するため、計画的な環境整備を推進する。

ひとり親家庭については、児童扶養手当などの経済的支援を行うとともに、家族形態の多様化に対応しつつ自立した生活を送ることができるよう、相談業務や情報提供の充実を推進する。

令和8年度から新しく開設する子ども子育て支援拠点施設については、こどもの遊び場として利用するばかりでなく、子育て相談や妊婦相談など、妊娠期から利用していただける施設として整備を図り、子育て支援のさらなる充実を推進する。

(2) 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

ア 高齢者への支援

在宅高齢者支援の向上、認知症施策の推進、医療・介護の連携を主体的に取り組むこととし、在宅高齢者支援の向上については、高齢者ができる限り住み慣れた地域で自分らしい生活を継続することができるよう、生活支援サービスの基盤づくりについて協議体で検討を行い、サービスの見直しや新たなサービスの掘り起しを推進する。また、総合事業の実施に加え、高齢者等が安心して生活することができるよう、配食サービス事業の実施により食事提供見守り活動を行うほか、日常生活上の作業援助等、各

種高齢者福祉サービスを提供し支援を推進する。

認知症施策の推進については、認知症高齢者を地域で見守る体制の構築と適切な支援のために、認知症サポーターや地域ボランティアの養成を進めるとともに、認知症の予防・早期発見・早期対応に向けた施策の一層の充実を図る。また、チームオレンジを設置し、認知症高齢者等に対する訪問、相談活動や、医療機関、介護サービス事業所等地域の支援機関との連携を推進する。

医療・介護の連携については、高齢者が限られた医療・介護資源を有効に活用し、地域で安心して生活を継続できるよう、在宅医療・介護関係者の合同研修の開催や認知症ケアパスの改定等、多職種による連携した取り組みを検討、実施していくほか、高齢者のフレイル予防及び介護予防を一体的に推進する。

また、多様な困難事例に対応するため地域ケア会議の充実を進めるほか、地域介護の拠点である地域包括支援センターの機能強化を推進する。

イ 障害者への支援

障害者福祉については、安心して生活できる支援体制づくり、いきいきと社会参画できる環境づくり、共に生きる環境づくりを推進する。

障害のある人が気軽に相談支援や保健・福祉、施設のサービス等を受けることができるようサービスの充実や体制づくりを推進し、安心して生活できる支援体制の確立を図る。また、障害のある人の働く意欲を尊重し、その能力と適性に応じた働く機会の提供が図られるよう支援するとともに、社会活動の場への参加を支援し、社会参画できる環境づくりを推進する。誰もが安全で安心な生活ができるよう、障害の有無にかかわらず共に支えあっていく地域づくりとともに、建物や道路などのほか情報や心のバリアフリー化も進め、共に生きる生活環境づくりを推進する。

2 現況と問題点

(1) 子育て支援の充実と子育て施設の整備

ア 子育て世代への支援

本町の児童数は減少傾向にあるが、共働き世帯やひとり親家庭の増加、就労形態の多様化に伴い、子育て支援のニーズは増加傾向にある。児童福祉施設は、幼保連携型認定こども園を3園、地域子育て支援センター、放課後児童クラブ施設をそれぞれ設置して子育て支援を行っているが、特別な支援を必要とする園児の増加に伴い対応する資格を有する職員の確保が必要である。

本町では、こども園利用料の無償化、乳児養育支援金などの経済的支援のほか、一時預かり事業、延長保育、放課後児童クラブを実施し、保護者の子育てを支援しているが、子育て環境の変化に対応した支援施策や老朽化した施設の計画的な整備を進め、子育て家庭が仕事と育児を両立でき、子どもを安心して産み育てることができる環境づくりを推進していくことが必要である。

また、ひとり親家庭は、令和6年度末で191世帯、うち母子・父子単独の世帯は65世帯となっている。本町では、ひとり親家庭を対象に児童扶養手当などの経済的支援を行っているほか、相談業務や就業等の情報を提供している。近年は、各家庭が抱える

ニーズが多様化し、子育て、教育、生活、就業など幅広く支援していくことが求められており、相談体制や情報提供のさらなる充実が必要である。

また、町民アンケートにおいて、「子育て支援の充実」に対する要望が高いこと、「町内に子どもと一緒に遊びに行けるところがない」という結果を踏まえ、子どもの遊び場や子育て相談を行う拠点及び環境の充実が必要である。

資料５－１ 園児数の推移

(単位：人)

施設名 \ 年度		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度
千畑なかよし園	保育認定	143	147	154	150	150
	教育認定	39	29	34	30	20
六郷わくわく園	保育認定	134	154	158	155	173
	教育認定	36	24	19	25	11
仙南すこやか園	保育認定	153	153	146	142	154
	教育認定	40	37	33	32	13
計	保育認定	430	454	458	447	477
	教育認定	115	90	86	87	44
総 計		545	544	544	534	521

施設名 \ 年度		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
千畑なかよし園	保育園	143	122	121	112	108
	幼稚園	11	14	11	11	7
六郷わくわく園	保育園	147	140	152	136	122
	幼稚園	12	6	7	3	2
仙南すこやか園	保育園	152	132	126	126	112
	幼稚園	13	12	8	8	3
計	保育園	442	394	399	374	342
	幼稚園	36	32	26	22	12
総 計		478	426	425	396	354

(各年 4 月 1 日現在 平成 27 年度より幼保連携型認定こども園として認可)

(2) 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

ア 高齢者への支援

本町の高齢者人口は、秋田県年齢別人口流動調査によると、令和 6 年 10 月 1 日時点で、65 歳以上の高齢者が 7,313 人（うち 75 歳以上 3,932 人）、高齢化率は 42.9%となっており、高齢化の進行に伴い高齢化率が上昇し、高齢者本人に加え家族介護者も高齢化している状況にある。

在宅高齢者の生活支援については、一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯を対象としたふれあい安心電話の貸与、除雪や家の周りの手入れ等のサービスを提供する軽度生活援助支援、一人暮らし高齢者等の見守り活動も兼ねた配食サービス事業など様々な高齢者福祉事業を実施しているが、高齢化率の上昇に伴う介護者の減少やサービス需要の増加等に伴い、今後ますます共助・互助力を強化させていく必要がある。

認知症施策については、認知症サポーターの養成や認知症早期発見事業「気づきの輪」による見守り体制の強化、認知症を予防するための講演会や講座等を開催しているが、認知症高齢者の増加に伴い、医療・介護等支援機関、地域住民等が連携のうえ、認知症の早期発見、早期ケア、見守り等支援を行っていく必要がある。

今後、高齢化の進行により医療や介護のニーズはさらに高まっていくことが予想される。本町では平成 26 年度から、多職種による合同研修会を開催する等、医療・介護連携の取り組みを進めているが、高齢者が医療や介護のサービスをバランスよく利用しながら、できる限り住み慣れた地域で生活を継続することができるよう、医療・介護連携のための体制整備や連携の強化をさらに加速させていく必要がある。

イ 障害者への支援

本町の障害者手帳保持者は、令和 6 年度末で 1,330 人おり、相談支援体制の充実と周知、障害者福祉サービス等の提供体制の確保、就労支援体制の強化、障害児支援の提供体制の確保が必要である。また、近年の急速な高齢化社会の進行に伴い、身体障害者はもちろん、家族などの介護者も高齢化している現状にあり、支援が必要である。

3 その対策

(1) 子育て支援の充実と子育て施設の整備

ア 子育て世代への支援

- 幼保連携型認定こども園による教育・保育の充実
- 認定こども園施設の整備による保育環境の充実
- 延長保育、一時預かり事業の実施
- 地域子育て支援センター事業の充実強化
- 放課後児童健全育成事業の実施と施設環境の充実
- 多様なニーズに対応した子育て支援の充実・強化
- 妊娠・出産・子育てにおける伴走的なサポート体制の構築
- 子育て世帯への経済的支援の充実
- こども家庭センターによる児童相談、支援体制の充実
- ひとり親家庭等の就業、家事、育児等の相談体制の充実と情報交換の場の創出
- ひとり親家庭等住宅整備資金貸付の実施
- 美郷町子ども子育て支援拠点施設の整備

(2) 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

ア 高齢者への支援

- 協議体や生活支援コーディネーターによる生活支援体制の充実・強化
- 要支援者、それ以外の高齢者に対し、介護予防・日常生活総合事業を提供
- 緊急通報装置、配食サービス、軽度生活援助事業等の各種高齢者福祉サービスの提供
- チームオレンジの設置、認知症サポーターの養成、認知症カフェの開設、認知症予防・支援事業の開催等の認知症施策の推進
- 多職種連携による合同研修会の開催等、医療・介護連携等事業や高齢者の保健事業と介護予防の一体的な推進
- その他、高齢者や介護者等を対象とした地域支援事業の推進

イ 障害者への支援

- 各障害福祉サービス事業所、関係機関との連携強化
- 障害者の地域生活への移行支援
- 障害者福祉施設と設備の整備
- 総合支援法に基づく自立支援給付の推進
- 災害発生時における要支援者の避難支援
- 障害者の社会参加の機会創出
- 相談体制の整備と充実
- 公共施設や道路等のバリアフリー化の推進

評価指標	基準値 (令和7年3月末)	目標値 (令和13年3月末)
認定こども園の待機児童数 (年間)	0人	0人
放課後児童クラブの待機児童 数(年間)	0人	0人
認知症カフェの開設	4か所	5か所
基幹相談支援センターの設置	0か所	1か所

4 事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境 の確保、高齢者等 の保健及び福祉 の向上及び増進	(2) 認定こども園			
		千畑なかよし園施設環境整備事業	美郷町	
		六郷わくわく園施設環境整備事業	美郷町	
		仙南すこやか園施設環境整備事業	美郷町	
	(7) 市町村保健センター及び こども家庭支援センター			
		保健センター施設環境整備事業 屋上防水改修	美郷町	
	(8) 過疎地域持続的発展特別 事業			
		不妊・不育症治療費助成事業 ①事業の必要性 少子化、人口減少が進行する中で、出生率の 向上につながる支援の充実が必要である。 ②具体の事業内容 特定の不妊治療及び不育症の治療を受ける 夫婦に対し治療費を助成する。 ③事業効果 少子化対策として、安心して子を産み、子育 てを楽しみ、子どもが健やかに成長できる環境 の整備が図られることから、将来にわたり過疎 地域の持続的発展に資する事業である。	美郷町	補助金 不妊・不育症 治療を支援 することで、 出生率の向 上及び少子 化の改善に つながるこ とから、事業 の効果が将来に及ぶ。
		子ども医療費助成事業 ①事業の必要性 少子化、人口減少が進行する中で、子育て世 帯に対する子育て支援の充実が必要である。 ②具体の事業内容 秋田県福祉医療費支給事業で所得制限等に より非該当または自己負担の発生する者に対 し医療費を助成する。また、対象年齢を高校生 まで拡大する。 ③事業効果 子育て支援の充実により、子育て世帯の定住 環境の整備が図られることから、将来にわたり 過疎地域の持続的発展に資する事業である。	美郷町	補助金 子育て世帯 に対する経 済的な支援 をすること で、子育て支 援の充実及 び定住につ ながること から、事業の 効果が将来 に及ぶ。

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		ふれあい安心電話事業 高齢者世帯等の緊急通信体制の整備 ①事業の必要性 一人暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯及び身体障害者の緊急時の安否確認のための対策が必要である。 ②具体の事業内容 急病や災害などの緊急時に簡単に通信できる電話機を無償貸与し、有事の際、委託を受けた社会福祉協議会へ緊急通報する。 ③事業効果 一人暮らしの高齢者等の安全・安心な暮らしの確保が図られることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	美郷町	高齢者や身体障害者の緊急時の安否確認を迅速に行うことで、住民の安全・安心の確保につながることから、事業の効果が将来に及ぶ。
		軽度生活援助事業 高齢者世帯等の軽度な生活支援 ①事業の必要性 一人暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯の日常生活上の軽度な援助を支援するための対策が必要である。 ②具体の事業内容 軽度の生活援助が必要な高齢者が除雪や草刈り等を委託した場合に経費の一部を助成する。 ③事業効果 一人暮らしの高齢者等の日常生活の負担軽減及び自立生活の支援が図られることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	美郷町	一人暮らしの高齢者等の日常生活上の軽度な作業の援助を行うことで、高齢者の日常生活の負担軽減につながることから、事業の効果が将来に及ぶ。
		除雪作業援助事業 高齢者世帯等の除雪支援 ①事業の必要性 一人暮らしの高齢者等が、冬期間の安全な生活を確保するための支援が必要である。 ②具体の事業内容 自力で雪下ろしが困難な一人暮らしの高齢者等が、屋根の雪下ろしを事業者等へお願いする際、その費用の一部を助成する。 ③事業効果	美郷町	一人暮らしの高齢者等の冬期間の雪下ろし作業の援助を行うことで、高齢者の冬期間の生活

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		一人暮らしの高齢者等の冬期間における日常生活の負担軽減及び自立生活の支援が図られることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。		の負担軽減につながることから、事業の効果が将来に及ぶ。
		生きがい活動支援通所事業 高齢者等の介護予防・在宅生活支援 ①事業の必要性 家に閉じこもりがちな高齢者等の社会的孤立の解消や介護状態への進行防止等、高齢者が、安心して生活を継続することができるよう施策を行う必要がある。 ②具体の事業内容 町の施設で教養活動やスポーツ活動等各種サービスを提供する。 ③事業効果 家に閉じこもりがちな高齢者等が、安心して生活を継続することにつながることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	美郷町	高齢者等に教養活動等を提供することで、高齢者等の社会的孤立の解消や健康生活の維持につながることから、事業の効果が将来に及ぶ。
		介護用品給付事業 要介護者等の在宅生活支援 ①事業の必要性 寝たきり高齢者や障害者等が安心して生活を継続することができるよう、支援する必要がある。 ②具体の事業内容 寝たきり高齢者や障害者等を介護している家族に対し、紙おむつ等の現物給付を行い支援する。 ③事業効果 本人及び介護者の経済的、精神的負担の軽減により、要介護者が安心して日常生活を継続することにつながることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	美郷町	介護を必要とする高齢者等を支援をすることで、本人及び介護者の経済的・精神的負担の軽減につながることから、事業の効果が将来に及ぶ。

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		透析通院者支援事業 ①事業の必要性 透析通院者の経済的負担を軽減するため、支援する必要がある。 ②具体の事業内容 透析通院者の血液透析のための通院費用の一部を助成する。 ③事業効果 透析通院者の経済的負担の軽減により、治療の支援につながることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	美郷町	補助金 透析通院者に対する経済的な支援をすることで、経済的負担の軽減と治療の支援につながることから、事業の効果が将来に及ぶ。
		看護師配置事業 ①事業の必要性 少子化、人口減少が進行する中で、子育て世帯に対する子育て支援の充実が必要である。②具体の事業内容 看護師をこども園に配置し、園児の健康管理を支援する。 ③事業効果 子育て支援の充実により、子育て世帯の定住環境の整備が図られることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	美郷町	負担金 認定こども園に看護師を配置し健康管理を支援することで、子育て支援及び定住につながることから、事業の効果が将来に及ぶ。
		シニア元氣いきいき支援事業 ①事業の必要性 高齢者が元気でいきいきとした生活を送るため、外出の機会を創出し、健康の保持増進、福祉の向上が必要である。 ②具体の事業内容 町内在住の 65 歳以上の希望する方に対し、はり・きゅう・マッサージ施術費、温泉施設利用料、バスタクシー運賃の一部を助成する。 ③事業効果 外出の機会が創出され、健康の保持増進等に	美郷町	高齢者に外出の機会を創出することにより、健康の保持・増進が促され、医療費の抑制や福祉の向上が図ら

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		よる医療費の抑制や福祉の向上が図られ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。		れ、事業の効果が将来に及ぶ。
	(9) その他			
		こども子育て支援拠点施設	美郷町	

5 公共施設等総合管理計画等との整合

美郷町公共施設等総合管理計画では、下表で定める施設類型別の留意点を考慮しつつ、着実な推進を図るため基本的な方針を踏まえた実施計画（個別施設計画）を策定している。美郷町過疎地域持続的発展計画においても、これらの留意点との整合性を図りつつ適正に事業を推進する。

施設類型	個別施設計画策定の留意点
子育て支援施設	・子どもの健やかな成長を育むと同時に、多様なライフスタイルを支える基盤として、必要とされる機能を維持
保健・福祉施設	・住み慣れた地域での自立した生活を支えるセルフケア体制の推進へ向け、中心的機能を維持

第8章 医療の確保

1 医療の確保の方針

本町では、急速な高齢化の進行により老人医療の需要が増加しており、町民一人ひとりが安心して医療サービスを受けることができる地域医療体制の整備を推進する。その対策として、各医療機関の協力のもと、一次医療、二次医療（二次医療圏単位）、三次医療（全県単位）それぞれの機能分担と連携強化により、医師の確保、医療施設・設備の充実など、地域における総合医療システムの確立を促進する。また、在宅医療や疾病予防対策の充実が求められており、地域住民に対する保健活動の強化を推進する。

（１）医療機関の協力体制の整備

町内のどこに住んでいても必要な時に適切な医療が受けられるよう、各医療機関との連携を強化するとともに、地域の中核病院である大曲厚生医療センターの救急医療運営事業に対する支援を推進する。また、大曲仙北広域市町村圏組合が医療機関と連携して行っている病院群輪番制病院運営事業、休日救急医療連携事業に対する支援を推進する。

2 現況と問題点

（１）医療機関の協力体制の整備

本町は公立の病院・診療所を設置していないため、民間の医療機関を中心とした地域医療体制となっている。しかし、町内には、眼科、耳鼻咽喉科などの医療機関や二次医療機関がなく、これらは町外の医療機関に依存している状況にある。また、二次医療圏における総合病院の救急医療運営事業に対し財政的な支援が求められており、広域的な視点に立った地域医療体制の確立が必要である。そのほか、大曲広域市町村圏組合と二次医療機関が連携し、休日救急医療や夜間・休日の重症救急患者の受け入れなどを行っており、継続が必要である。

3 その対策

（１）医療機関の協力体制の整備

- 大曲仙北広域市町村圏組合を通じた休日救急医療等による安全・安心な医療体制の確立
- 大曲仙北圏域内（二次医療圏）の総合病院救急医療運営事業の支援

4 事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
7 医療の確保	(3) 過疎地域持続的発展特別事業			
		病院群輪番制事業 ①事業の必要性 夜間等において救急医療に対応するための体制の整備が必要である。 ②具体の事業内容 輪番制方式により、夜間等における重症救急患者の診療を受け入れる体制を整備する事業を支援する。 ③事業効果 救急医療体制の整備により、住民の生命が保護され、安全・安心な暮らしの確保が図られることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	大曲仙 北広域 市町村 圏組合	負担金 夜間等の救急医療体制の整備を支援することで、地域医療の確保につながることから、事業の効果が将来に及ぶ。
		歯科在宅当番医制事業 ①事業の必要性 休日等において歯科診療に対応するための体制の整備が必要である。 ②具体の事業内容 休日等における歯科在宅当番医による歯科診療を受け入れる体制を整備する事業を支援する。 ③事業効果 歯科在宅当番医制の整備により、安全・安心な暮らしの確保が図られることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	大曲仙 北広域 市町村 圏組合	負担金 休日等の歯科医療体制の整備を支援することで、地域医療の確保につながることから、事業の効果が将来に及ぶ。
	(4) その他			
		救急医療運営事業	大曲厚生 医療センター	補助金

5 公共施設等総合管理計画等との整合

美郷町公共施設等総合管理計画では、下表で定める施設類型別の留意点を考慮しつつ、着実な推進を図るため基本的な方針を踏まえた実施計画（個別施設計画）を策定し

ている。美郷町過疎地域持続的発展計画においても、これらの留意点との整合性を図りつつ適正に事業を推進する。

施設類型	個別施設計画策定の留意点
医療施設	・ 地域に密着した医療提供体制を確保

第9章 教育の振興

1 教育の振興の方針

本町の児童・生徒数は、少子化の進行により今後も減少していくことから、教育施設の現状や地域の実情を踏まえ、子どもにとって望ましい教育環境の整備と教育水準の向上、ICT機器を効果的に活用した学習を促進する。その対策として、基礎学力の定着を図る教育や外部指導者を招聘した授業、デジタル教科書等を効果的に活用した学力向上など、未来を担う子どもたちを育む取り組みを重点的に推進する。社会教育については、生涯学習を通じた高齢者の生きがいをづくりや子どもたちの体験活動など多様な学習機会の提供と学習活動の拠点となる社会教育施設の機能の充実を図る。また、子どもから大人まですべての町民が年齢、体力に応じたスポーツ活動を楽しみ充実した生活を営むことができるよう、スポーツ環境の整備を推進する。

(1) 公立認定こども園、公立小・中学校の施設等の整備

ア 幼児教育

幼児教育については、幼保一体の総合的なサービスの提供と一時預かり事業や地域子育て支援事業、育児相談など、多様化する保育ニーズに迅速かつ柔軟に対応できる施設環境の充実を図る。

イ 学校教育

学校教育施設については、学校再編により整備した小中学校の維持改修を中心とした施設の長寿命化を推進する。学校教育の充実については、県内の大学との交流や一流の芸術文化に触れる体験学習、町内の学校間交流、友好都市との交流、タイ王国との交流を行う。また、ICT機器を効果的に活用した学習や外国語教育の充実を図る。

(2) 集会施設、体育施設、図書館その他の社会教育施設等の整備

ア 社会教育

社会教育については、町民のすべてが参加し、ともに創り出す社会教育を目指すため、住民ニーズに即した生涯学習講座の充実並びに文化・芸術活動の推進に努め、学習サークルの育成とリーダーの養成、町民の教育力の向上、生きがいの開発、学習情報の発信など生涯学習支援体制の充実を図る。また、社会教育施設については、地域活動の拠点として活用できるよう、計画的な改修・整備を推進し、長寿命化を図る。

イ 社会体育

社会体育については、町民が安全に利用できるよう、社会体育施設の計画的な改修・整備を推進する。また、多様化する町民のライフスタイルやスポーツニーズに対応するため、スポーツ協会、スポーツ少年団、総合型スポーツクラブ等の組織強化の支援を通じ、宿泊交流館を利用した合宿活動の推進と大会等の開催や屋内スポーツ館の利用促進に取り組み、幼児から高齢者まで幅広い年齢層が運動できる機会の充実を図る。

ウ 図書館

図書館については、読書情報発信拠点として、町民の学習活動を助長するため閲覧環境を改善し、図書の計画的な整備を推進する。

2 現況と問題点

(1) 公立認定こども園、公立小・中学校の施設等の整備

ア 幼児教育

教育・保育施設については、幼保連携型認定こども園として3園で幼児教育を行っているが、施設の老朽化に伴い小規模修繕では対応できなくなっている箇所もあり、大規模な改修が必要である。

イ 学校教育

本町は、平成25年度に学校再編を完了し、3小学校、1中学校で学校教育を行っている。今後は、学校施設等の長寿命化計画により各学校施設の整備を図り、適正な教育環境を維持する必要がある。

また、少子化の進行により、今後も児童・生徒数の減少が見込まれる地域の現状を踏まえ、秋田県内の大学との交流や一流の芸術文化に触れる体験学習、町内の学校間交流、友好都市との交流、タイ王国との交流のほか、ICT機器を効果的に活用した学習や外国語教育を行うなど学校教育の充実を図るとともに、通園通学バスの利用者数を考慮した計画的な更新が必要である。

資料7-1 児童・生徒数、学級数の推移

(単位：学級、人)

区 分	平成28年		平成29年		平成30年度		令和元年		令和2年	
	学級数	児童・生徒数	学級数	児童・生徒数	学級数	児童・生徒数	学級数	児童・生徒数	学級数	児童・生徒数
小 学 校	43	873	43	852	39	800	40	784	39	755
中 学 校	18	488	19	473	20	473	19	454	19	453
計	61	1,361	62	1,325	59	1,273	59	1,238	58	1,208

区 分	令和3年		令和4年		令和5年		令和6年		令和7年	
	学級数	児童・生徒数	学級数	児童・生徒数	学級数	児童・生徒数	学級数	児童・生徒数	学級数	児童・生徒数
小 学 校	38	745	39	744	37	702	37	702	37	669
中 学 校	17	414	17	405	17	390	16	378	16	374
計	55	1,159	56	1,149	54	1,092	53	1,080	53	1,043

(学校基本調査、各年5月1日現在)

(2) 集会施設、体育施設、図書館その他の社会教育施設等の整備

ア 社会教育

社会経済情勢の変化や少子高齢化の急激な進行を背景として、町民の価値観やライフスタイルは複雑・多様化しており、生涯学習や社会教育の果たす役割はますます重要になっている。また、町民一人ひとりが豊かで生きがいのある生活を送っていくためには、幼児期、少年期、青年期、成年期、高齢期など、各年代層に応じた社会教育事業を展開していく必要がある。

社会教育の一環である地域学校協働本部事業は、コミュニティ・スクールと連携を図りながら、地域住民が自らの体験や知識を子どもたちの教育に活かすことで学校・家庭・地域が一体となる生涯学習社会の実現を目指している。今後はより一層の学習内容の充実や指導者の人材育成に努め、生涯学習の推進体制の確立、安全・安心な社会教育施設の整備充実を図る必要がある。

イ 社会体育

現代における社会環境や生活様式の変化により、生涯にわたって誰もが気軽にスポーツに親しむことができ、心身ともに健康で生き生きとした生活が送れるよう、健康増進と余暇活動を充実させていく取り組みが求められている。

本町のスポーツ振興については、スポーツ協会、スポーツ少年団、総合型スポーツクラブ等の組織が積極的に活動を展開しており、今後も活動の強化が図られるよう支援を継続する必要がある。また、少子化等に起因する中学校部活動の地域移行に対応するため、学校体育と同様の活動が可能な体制づくりについて支援を図る必要がある。

スポーツ活動の拠点となる社会体育施設については、屋内スポーツ館の冬期間以外での利用や宿泊交流館のスポーツ合宿などでの利用を促進する必要がある。また、老朽化が進んでいる体育施設については、維持補修やバリアフリー化を行っているが、安全性の確保や新たなニーズに対応できるよう整備していく必要がある。

ウ 図書館

町内の図書施設は、公共施設再編に伴い図書館（学友館）1施設で、計画的な図書の整備や創造的で工夫を凝らした展示レイアウトにより、多くの町民から利用されている。今後もさらに閲覧環境を整備し、蔵書の充実を図る必要がある。

3 その対策

(1) 公立認定こども園、公立小・中学校の施設等の整備

ア 幼児教育

- 幼保連携型認定こども園による幼児教育の充実
- 施設整備による教育・保育環境の充実
- 小学校教育と連携した教育・保育の充実
- 放課後児童クラブの環境整備と支援体制の強化

イ 学校教育

- 学校施設等の長寿命化計画による適正な維持改修
- 児童生徒の個性に合わせた教育の実践
- 基礎学力の定着を図る教育の実践
- 一流の芸術文化に触れる体験学習等による子どもの豊かな感性と創造力の育成
- 外国語教育の充実と国際交流の進展
- 友好都市との学校間交流の推進
- 官学連携の推進
- I C T機器を効果的に活用した教育の実践
- 通園通学バスの利用者数を考慮した計画的な更新

(2) 集会施設、体育施設、図書館その他の社会教育施設等の整備

ア 社会教育

- 安全・安心な施設環境の整備
- 生涯学習講座の充実
- 学習サークルの育成とリーダーの養成
- 文化・芸術活動の推進
- 地域学校協働本部事業の充実
- 野外彫刻作品の設置や、町内の四季をモチーフとした作品の制作公開

イ 社会体育

- 安全・安心な施設環境の整備
- 世代間交流も含めたスポーツ大会の開催
- 誰もが気軽に楽しめるニュースポーツの関係団体との一体的開催
- 総合型地域スポーツクラブの育成支援
- 宿泊交流館を利用した合宿活動の推進と大会等の開催
- スポーツ団体の活動支援及び屋内スポーツ館の利用促進

ウ 図書館

- 図書情報の提供
- 図書館施設の環境整備
- 気軽に参加できる読書関連事業の開催

評価指標	基準値 (令和7年3月末)	目標値 (令和13年3月末)
図書館事業の参加人数(累計)	146 人	600 人
スポーツ教室の参加者数 (年間)	1,644 人	1,600 人

4 事業計画（令和８年度～１２年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8 教育の振興	(1) 学校教育関連施設			
		千畑小学校施設環境整備事業 照明ＬＥＤ化、プール設備改修	美郷町	
		六郷小学校施設環境整備事業 プール設備改修	美郷町	
		仙南小学校施設環境整備事業 プール設備改修	美郷町	
		美郷中学校施設環境整備事業 屋根改修、屋根塗装、照明ＬＥＤ化、空調改修	美郷町	
	スクールバス	美郷町通園通学バス更新事業	美郷町	
	給食施設	北給食センター施設環境整備事業 照明ＬＥＤ化	美郷町	
		南給食センター施設環境整備事業 照明ＬＥＤ化	美郷町	
	(3) 集会施設、体育施設			
	公民館	公民館施設環境整備事業 受変電設備更新、冷暖房設備更新	美郷町	
	集会施設	南ふれあい館環境整備事業 外壁改修、屋根防水改修、内装改修、照明設備 改修、冷暖房設備改修	美郷町	
		中央ふれあい館環境整備事業 屋根防水改修、冷暖房設備改修	美郷町	
		北ふれあい館環境整備事業 受変電設備更新、屋根防水改修、外壁改修、内 装改修	美郷町	
		住民活動センター施設環境整備事業 屋根塗装、照明ＬＥＤ化	美郷町	
	体育施設	美郷町総合体育館施設環境整備事業 照明ＬＥＤ化	美郷町	
		北・中央・南体育館施設環境整備事業 屋根塗装	美郷町	
		美郷町野球場施設環境整備事業 内外野フェンス塗装	美郷町	
		屋内スポーツ館施設環境整備事業 屋根塗装、屋根防水改修、外壁改修	美郷町	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	図書館	図書館施設環境整備事業 床改修、屋上防水メンテナンス	美郷町	
	その他（学友館）	学友館環境整備事業 床改修、照明LED化、空調設備改修、移動間 仕切改修、天井改修、天井裏換気設備改修	美郷町	
	その他（旧自転車競技場 管理棟）	旧自転車競技場管理棟解体事業	美郷町	
	その他（プールパーク）	プールパーク解体事業	美郷町	
	(4)過疎地域持続的発展特別 事業			
		学校生活支援員配置事業 ①事業の必要性 児童生徒の個性に合わせた特別支援教育の 充実が必要である。 ②具体の事業内容 特別支援教育支援員を小中学校に配置し、特 別な支援を必要とする児童生徒を支援する。 ③事業効果 特別支援教育の充実により、子育て世帯の定 住環境の整備が図られることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	美郷町	特別な支援 を必要とす る児童生徒 への支援の 充実を図る ことで、教育 の充実及び 定住につな がることか ら、事業の効 果が将来に 及ぶ。
		外国語教育充実事業 ①事業の必要性 国際理解教育の推進のため、小中学校からの 英語教育の充実が必要である。 ②具体の事業内容 英語指導助手を小中学校に配置し、教諭をサ ポートして児童生徒の英語習得を支援する。 ③事業効果 教育環境の充実により、他地域との格差のな い教育を受けることで子育て世帯の定住環境 の整備が図られることから、将来にわたり過疎 地域の持続的発展に資する事業である。	美郷町	小中学校の 外国語教育 の充実を図 ることで、教 育の充実に つながること から、事業 の効果が将来に 及ぶ。

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		友好都市等との学校間交流推進事業 ①事業の必要性 友好都市等の小中学校との交流を促進し、将来の美郷を町内外から担う子どもを育成する必要がある。 ②具体の事業内容 町内小中学校と友好都市等の小中学校が互いの学校を訪問し、交流することを支援する。 ③事業効果 交流事業の推進により、町の良さを認識し、町の将来を支えていこうとする意識が生まれ、町を担う人材を育成するとともに、交流人口の拡大も図られることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	美郷町	友好都市等との学校間交流を推進することで、人材の育成及び交流人口の拡大につながることから、事業の効果が将来に及ぶ。
		子どもふろさと交流支援事業 ①事業の必要性 学力向上につながる子どもの感性を育てるため体験活動や様々な人との交流を積極的に推進する必要がある。 ②具体の事業内容 町内小学校4年生が町内の宿泊施設に宿泊して、様々な交流活動を実施する。 ③事業効果 交流事業の充実により、豊かな人間性を育み自立する力が養われることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	美郷町	子どもの体験活動や交流活動を実施することで、豊かな人間性の育成につながることから、事業の効果が将来に及ぶ。
	(5) その他			
		高学年児童放課後対策事業	美郷町	

5 公共施設等総合管理計画等との整合

美郷町公共施設等総合管理計画では、下表で定める施設類型別の留意点を考慮しつつ、着実な推進を図るため基本的な方針を踏まえた実施計画（個別施設計画）を策定している。美郷町過疎地域持続的発展計画においても、これらの留意点との整合性を図りつつ適正に事業を推進する。

施設類型	個別施設計画策定の留意点
町民文化系施設	・町民活動がまちづくりに与える影響を考慮して、必要とされる集会機能を確保
社会教育系施設	・利用者ニーズを捉え総合的かつ効率的な運営により機能を維持
スポーツ・レクリエーション系施設	・将来人口の及ぼす影響を推量し、運営の効率化を図りつつ、利用者ニーズ等を意識したサービスの提供体制づくりを検討
学校教育系施設	・人口減少の流れを受け止めつつ、各地域における学校教育の拠点としての位置づけを継続

第 10 章 集落の整備

1 集落の整備の方針

本町の集落は、過疎化や高齢化の進行に伴い、自治活動及び自治機能の低下が危惧されることから、幹線道路の整備や上下水道など住環境の整備とともに、自治活動を活性化するための支援を推進する。

(1) 集落の整備等

地域における自治活動の低下を防ぐため、町民主体の自主的なまちづくり活動や地域内交流活動、地域集会施設の整備に対する支援を継続して行う。また、「非特定営利活動法人みさぼーと」との連携により、地域福祉やボランティア活動、高齢者の生きがいづくり活動等と連携を促進し、町民のまちづくりへの積極的な参画を図る。

2 現況と問題点

(1) 集落の整備等

本町では、過疎化や高齢化の進行に伴う自治活動及び自治機能の低下が危惧される現状を鑑み、地域活動拠点整備事業や活力ある地域づくり推進事業により、自治活動の活性化の支援を行っており、地域での自主的な活動が定着するなど効果が表れている。また、まちづくりへの積極的な町民の参画、郷土愛の醸成、自治活動や住民活動の活性化を目的に「協働参画のまちづくりに関する基本的な方針」を策定し、協働参画の拠点施設（美郷町住民活動センター）を設置し、指定管理者が管理・運営している。

3 その対策

(1) 集落の整備等

- 地域集会施設（コミュニティ施設）の整備支援
- 活力ある地域づくり推進事業に対する助成など地域自主活動の支援
- NPO 法人と連携したまちづくりへの町民の参画促進

評価指標	基準値 (令和 7 年 3 月末)	目標値 (令和 13 年 3 月末)
地域活動拠点整備事業の利用 件数（年間）	18 件	20 件
活力ある地域づくり推進事業 の利用件数（年間）	16 件	21 件

4 事業計画（令和８年度～１２年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
9 集落の整備	(3) その他			
		地域活動拠点整備事業	美郷町	
		活力ある地域づくり推進事業	美郷町	

第 1 1 章 地域文化の振興等

1 地域文化の振興等の方針

本町は、貴重な歴史・文化遺産に恵まれており、先人から受け継がれてきた伝統ある祭り、郷土芸能、民俗行事などの地域文化を守り育てていくため、活動の場や施設の充実、伝統文化の記録保存や啓発など、町民主体による文化活動を支援し、郷土意識の醸成を促進する。また、貴重な有形、無形文化財を後世に伝え、先人の築いた文化遺産の継承と保護を図るための施設の整備充実を図る。

(1) 地域に伝承されてきた多様な文化的所産の保存及び活用

地域文化の保存及び活用については、町指定文化財「坂本東嶽邸」の文化的遺産の伝承と有効活用、郷土の先覚者の偉業を顕彰する施設として佐藤家蔵「飛翔館」並びに町歴史民俗資料館の整備充実を図る。

地域文化の継承については、国指定重要無形民俗文化財「六郷のカマクラ」などの伝統行事やわら細工品等の製作技能を伝承するため、映像記録を活用し、担い手の育成を支援する。

2 現況と問題点

(1) 地域に伝承されてきた多様な文化的所産の保存及び活用

本町には、縄文時代の遺跡である飯詰堅穴群や本堂氏の居城である本堂城跡、六郷氏からはじまり、佐竹義重公によりほぼ完成された町なみといった歴史的遺産、国指定重要無形民俗文化財「六郷のカマクラ」に代表される伝統行事が継承されている。

こうした伝統行事やわら細工品等の製作技能を伝承するための日常的な地域活動が、人材不足のため停滞傾向にあり、担い手の育成が急務となっている。また、町指定文化財「坂本東嶽邸」は、建築から約 120 年が経過し、建物に使用されている木材の腐食が生じてきており、後世に残していくための環境整備が必要である。そのほか、佐藤家蔵「飛翔館」並びに町歴史民俗資料館は、貴重な歴史資料を保存・活用するとともに、郷土に対して誇りと愛着を持つよう先覚者の偉業を広く周知し、地域活動の拠点としての有効活用を意識しながら、計画的な改修と整備により交流人口の拡大を図る必要がある。

3 その対策

(1) 地域に伝承されてきた多様な文化的所産の保存及び活用

- 郷土の先覚者を顕彰する施設の整備
- 収蔵資料を展示する施設の整備
- 「六郷のカマクラ行事継承会」への助成など地域の伝統行事の担い手育成活動への支援

- 失われつつある技能の伝承と記録保存
- 歴史資料の収集保存・所蔵品図録の編集と活用環境の整備

評価指標	基準値 (令和7年3月末)	目標値 (令和13年3月末)
坂本東嶽邸の利用者数 (年間)	1,317 人	2,600 人
歴史民俗資料館の入館者数 (年間)	1,991 人	2,500 人

4 事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
10 地域文化の 振興等	(1) 地域文化振興施設等			
	地域文化振興施設	坂本東嶽邸環境整備事業 屋根塗装、外壁補修	美郷町	
		町歴史民俗資料館環境整備事業 屋根防水改修	美郷町	
		佐藤家蔵「飛翔館」環境整備事業 外壁改修	美郷町	

5 公共施設等総合管理計画等との整合

美郷町公共施設等総合管理計画では、下表で定める施設類型別の留意点を考慮しつつ、着実な推進を図るため基本的な方針を踏まえた実施計画（個別施設計画）を策定している。美郷町過疎地域持続的発展計画においても、これらの留意点との整合性を図りつつ適正に事業を推進する。

施設類型	個別施設計画策定の留意点
社会教育系施設	・利用者ニーズを捉え総合的かつ効率的な運営により機能を維持

第 1 2 章 再生可能エネルギーの利用の推進

1 再生可能エネルギーの利用の促進の方針

本町は、水や森林などの自然環境に恵まれており、その地域特性を踏まえた再生可能エネルギーの導入を検討する。

また、温室効果ガスの排出量削減に向けた取り組みを行い、省エネ意識や地球温暖化など環境問題に対する意識の向上を図る。

(1) 再生可能エネルギーの利用の推進

再生可能エネルギーの利用促進については、既存施設の改修や新たな公共施設の整備時に、再生可能エネルギーの導入を推進する。また、農業用水を活用した小水力発電の導入を推進する。

二酸化炭素等の温室効果ガスの排出量削減については、環境負荷の低減に配慮した公共施設の整備を推進するとともに、ハイブリッド車や電気自動車などの低公害、低燃費に配慮した公用車の導入を推進する。

2 現況と問題点

(1) 再生可能エネルギーの利用の促進

本町では、美郷町役場地球温暖化対策実行計画に基づき、公共施設及び公用車から排出される温室効果ガスの削減に取り組んでおり、平成 25 年度から令和 6 年度までで、2,617.27 t-CO₂ から 2,395.51 t-CO₂ と、8.5%削減された。

削減の要因として、公用車の排出量は、ハイブリッド車の導入等の取り組みにより 37.9%（年平均 3.4%）減、公共施設の排出量は、令和 6 年度時点で暖冬等の影響に加え、職員の適切な温度管理による空調設備使用等の取り組みにより 7.3%減となっており、引き続き排出抑制の取り組みを推進する必要がある。

また、再生可能エネルギーの導入については、安定供給のための地域資源・エネルギー源の確保が難しく、設備・機器の導入コストの負担が大きいなどの課題があり、今後検討する必要がある。

3 その対策

(1) 再生可能エネルギーの利用の促進

- 環境負荷に配慮した公共施設の整備
- 農業用水を利用した小水力発電の導入
- エネルギー消費効率の高い省電力機器の導入
- 低公害、低燃費の公用車の導入

評価指標	基準値 (令和 7 年 3 月末)	目標値 (令和 1 3 年 3 月末)
温室効果ガス排出量の削減	2, 395. 51 t-CO2	1, 308. 78 t-CO2

4 事業計画（令和 8 年度～ 1 2 年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
11 再生可能エ ネルギーの利用 の促進	(3) その他			
		低燃費公用車購入事業	美郷町	

第 13 章 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

1 公共施設等の整備の方針

合併後の公共施設等の整備については、平成 21 年度に策定した「美郷町公共施設再編計画」により、一定程度において、類似施設の統合と公共施設の機能集約を達成した。その後、限られた財源の中で、公共施設等を将来にわたって適切に管理していくために、公共施設等の維持管理に必要な将来コストや課題を検討、整理した「美郷町公共施設等総合管理計画」を平成 29 年 3 月に、施設の必要性等を調査・評価するための基本的なルールを定めた「美郷町公共施設等の管理運営に関する最適化構想」を平成 30 年 3 月に、個別施設ごとの今後の管理方針を示した「美郷町公共施設等最適化実施計画」を令和元年 5 月に、それぞれ策定した。なお、現在の計画等の期間は令和 8 年度までとなり、令和 9 年度以降を計画期間とする「第 2 次公共施設等総合管理計画」（以下「第 2 次計画」という。）等を令和 8 年度に策定する予定である。

今後は、美郷町公共施設等最適化実施計画を補完し、個別施設ごとの基本情報や改修等の履歴を記載した「個別実施計画」及び令和 8 年度に策定予定の「第 2 次個別実施計画」により、施設ごとの状態や施設維持等の経費を把握し、将来において想定される施設改修等の経費をあらかじめ把握することで、計画的な施設の維持管理を行う。

2 現況と問題点

（1）公共施設等の整備

美郷町公共施設等最適化実施計画の個別実施計画により、これまでの補修・修繕に関する記録が整備されており、引き続き計画的な施設の維持管理が必要である。

3 その対策

（1）公共施設等の整備

- 美郷町公共施設等最適化実施計画「個別実施計画」（第 2 次計画を含む）による補修時期等の把握
- 年度間の費用負担の偏りのない計画的な施設・設備等の整備
- 公文書の集約化や歴史的公文書の保管を目的とした公文書館の整備

評価指標	基準値 (令和 7 年 3 月末)	目標値 (令和 13 年 3 月末)
個別実施計画（第 2 次計画を含む）の適正実施	整備実施	達成率 100%

4 事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
10 地域文化の 振興等	(1) 地域文化振興施設等			
		公文書館環境整備事業 公文書館整備（旧南行政センター施設改修）	美郷町	
12 その他地域 の自立促進に関 し必要な事項		公共施設等適正管理推進事業	美郷町	

5 公共施設等総合管理計画等との整合

美郷町公共施設等総合管理計画では、下表で定める施設類型別の留意点を考慮しつつ、着実な推進を図るため基本的な方針を踏まえた実施計画（個別施設計画）を策定している。美郷町過疎地域持続的発展計画においても、これらの留意点との整合性を図りつつ適正に事業を推進する。

施設類型	個別施設計画策定の留意点
町民文化系施設	・町民活動がまちづくりに与える影響を考慮して、必要とされる集会機能を確保
社会教育系施設	・利用者ニーズを捉え総合的かつ効率的な運営により機能を維持
スポーツ・レクリエーション系施設	・将来人口の及ぼす影響を推量し、運営の効率化を図りつつ、利用者ニーズ等を意識したサービスの提供体制づくりを検討
産業系施設	・地域産業などの動向も注視した有効活用のあり方を検討
学校教育系施設	・人口減少の流れを受け止めつつ、各地域における学校教育の拠点としての位置づけを継続
子育て支援施設	・子どもの健やかな成長を育むと同時に、多様なライフスタイルを支える基盤として、必要とされる機能を維持
保健・福祉施設	・住み慣れた地域での自立した生活を支えるセルフケア体制の推進へ向け、中心的機能を維持
行政系施設	・災害時などにおける拠点機能の維持向上を基本

公営住宅	・ 空き家の増加など、予想される住生活を取り巻く情勢の変化を見据えた住宅政策の中で検討
------	---

事業計画（令和8年度～12年度） 過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・ 地域間交流の推 進、人材育成		美郷暮らしサポート事業 ①事業の必要性 移住者・定住希望者への情報提供等が十分でないことから、ワンストップでのサポート体制を強化する必要がある。 ②具体の事業内容 移住希望者に対する「住まい」「仕事」「結婚・子育て」等に関する情報提供をワンストップサービスで行い、移住・定住の推進を図る。 ③事業効果 移住希望者へのサポート体制を強化することで、移住・定住の増加につながることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	美郷町	補助金 移住希望者へのサポート体制を強化することで、移住による人口の社会増につながることから、事業の効果が将来に及ぶ。
		美郷暮らし促進奨励事業 ①事業の必要性 人口の社会減が増加していることから、町内在住の若者や町外からの定住者等を支援する必要がある。 ②具体の事業内容 町内在住の若者や町外からの定住者等の住宅整備等を支援し、移住・定住の推進を図る。 ③事業効果 町内在住の若者や町外からの定住者等に支援することで、人口の社会減につながることから、事業の効果が将来に及ぶ。	美郷町	補助金 移住・定住者の住宅整備等を支援することで、人口の社会減の抑制につながることから、事業の効果が将来に及ぶ。
		空き家等利活用促進事業 ①事業の必要性 空き家や空き地の増加が年々深刻化していることから、空き家等を有効活用した移住・定住を支援する必要がある。 ②具体の事業内容 空き家等を有効活用した住宅整備等を支援し、移住・定住の推進を図る。 ③事業効果	美郷町	補助金 空き家等を有効活用した住宅整備等を支援することで、空き家等の解消と定住

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		空き家等を有効活用した住宅整備等の支援により、増加傾向にある空き家の有効活用及び移住・定住人口の増加につながることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。		促進につながることから、事業の効果が将来に及ぶ。
		地域間交流推進事業 ①事業の必要性 人口減少に伴い他自治体等との連携による地域活性化が求められていることから、地域の特産品を通して関係・交流人口を創出・拡大する必要がある。 ②具体の事業内容 友好都市等の自治体と相互の物販交流を推進し、関係・交流人口の創出・拡大を図る。 ③事業効果 友好都市等の自治体と地域の特産品を通じた物販交流により、関係・交流人口の創出・拡大が図られることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	美郷町	他自治体との物販交流を通して、関係・交流人口の創出・拡大が図られ、地域の活性化につながることから、事業の効果が将来に及ぶ。
		協定企業交流推進事業 ①事業の必要性 人口減少に伴い企業等との連携による地域の活性化が求められていることから、地域資源等を活用して関係・交流人口を創出・拡大する必要がある。 ②具体の事業内容 連携協力協定等を締結している企業と様々な分野での相互交流を推進し、地域の活性化を図る。 ③事業効果 連携協力協定等を締結している企業との相互交流を推進し、地域の活性化が図られることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	美郷町	連携企業との相互交流を通して、地域資源の活用及び関係・交流人口の創出・拡大が図られ、地域の活性化につながることから、事業の効果が将来に及ぶ。

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興		薬用植物試験栽培事業 ①事業の必要性 生薬の里美郷構想実現のため、甘草、桔梗、営実、千振をはじめとする薬用植物の試験栽培を行う必要がある。 ②具体の事業内容 栽培環境に適した薬用植物を選定するため甘草等の試験栽培を行う。 ③事業効果 町の栽培環境に適した薬用植物の選定と栽培技術の提供により、農業者等への栽培普及につながることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	美郷町	薬用植物の試験栽培により栽培技術を確立することで、栽培面積の拡大と所得向上につながることから、事業の効果が将来に及ぶ。
		薬用植物栽培支援事業 ①事業の必要性 生薬の里美郷構想実現のため、薬用植物の栽培に係る栽培管理体制の育成を図る必要がある。 ②具体の事業内容 町が指定する機関から種苗の提供を受け薬用植物を栽培する方に対し、面積助成、出荷助成、活動助成の補助金を交付する。 ③事業効果 生産性・収益性の高い安定的な栽培管理が確立され、農業所得の向上につながることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	美郷町	補助金 薬用植物の栽培管理体制を支援することで、生産者数及び栽培面積が増加し、産業振興と所得向上につながることから、事業の効果が将来に及ぶ。
		作物転換総合支援事業 ①事業の必要性 水稻から園芸作物への転換による収益性の高い複合型農業を推進する必要がある。 ②具体の事業内容 美郷振興作物や美郷ブランド作物の作付拡大や新規作付に取り組む町内の農業者等に対し、面積助成、種苗助成、機械・設備助成等の補助金を交付する。	美郷町	補助金 複合型農業に取り組む農業者を支援することで、産業振興及び所得向上につな

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		③事業効果 農業所得の向上及び産地の形成並びに農産物のブランド化が図られることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。		がることから、事業の効果が将来に及ぶ。
		営農継続支援事業 ①事業の必要性 農業従事者の高齢化及び担い手不足により、担い手の確保・育成が必要である。 ②具体の事業内容 認定農業者又は営農を維持・継続する農業者で60歳未満の方等で、機械・施設等の導入に対し補助金を交付する。 ③事業効果農業従事者の確保・育成と安定的で持続可能な地域農業が維持されることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	美郷町	補助金 農業従事者の機械設備等の導入を支援することで、担い手の確保・育成及び産業振興につながることから、事業の効果が将来に及ぶ。
		スマート農業導入支援事業 ①事業の必要性 農作業の省力化及び効率化等に必要なスマート農機の導入等を支援し、農業経営の規模拡大を図る必要がある。 ②具体の事業内容 スマート農機を導入し、R T K基地局を利用して1割以上の規模拡大を目指す担い手に対し、補助金を交付する。 ③事業効果 生産性の向上により農業経営の規模拡大が図られることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	美郷町	補助金 スマート農機の導入を支援することで、担い手の経営規模の拡大につながることから、事業の効果が将来に及ぶ。
		地力増進土づくり支援事業 ①事業の必要性 家畜排泄物を活用した堆肥を農地へ施用し、地域循環型農業を推進する必要がある。 ②具体の事業内容 美郷推進作物及び大豆を作付し、町が指定する堆肥を施用した農業者等に対し補助金を交付す	美郷町	補助金 町内家畜排泄物を活用した堆肥の圃場への施用を支援す

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		る。 ③事業効果 有機質を豊富に含んだ土づくりが図られ、循環型農業の確立につながることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。		ることで、循環型農業の振興につながることから、事業の効果が将来に及ぶ。
		新規就農者支援事業 ①事業の必要性 新規就農希望者への情報提供や支援が十分でないことから、就農希望者及び就農初期の経営者に対する支援を行う必要がある。 ②具体の事業内容 新規就農者の定着に向けた農地等の賃借料や借家等賃借料の補助金を交付する。 ③事業効果 新規就農者の就農リスクを軽減し新規参入を促すことで、担い手の確保・育成につながることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	美郷町	補助金 新規就農希望者及び就農初期の経営者の初期投資を支援することで、担い手の確保・育成につながることから、事業の効果が将来に及ぶ。
		新規就農者経営安定支援事業 ①事業の必要性 新規就農者の就農後の作物栽培に係る支援策が十分でないことから、就農初期の経営者に対する支援を行う必要がある。 ②具体の事業内容 新規就農者が取り組む作目に係る種苗、肥料、農薬等の購入代を助成する。 ③事業効果 新規就農者の就農リスクを軽減し新規参入を促すことで、担い手の確保・育成が図られることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	美郷町	補助金 新規就農者の就農後の作物栽培を支援することで、担い手の確保・育成につながることから、事業の効果が将来に及ぶ。
		新規就農者雇用促進支援事業 ①事業の必要性 就農を目指す若手農業者の就農機会や支援が十分でないことから、経営発展を目指す農業法人	美郷町	補助金 農業法人の新たな雇用

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		の通年雇用を基本とした新たな雇用への支援を行う必要がある。 ②具体の事業内容 45 歳未満の町民を雇用した農業法人に対し、社会保険料事業主負担分を助成する。 ③事業効果 就農を目指す若手農業者の就農機会の拡大及び農業法人の体質強化が図られることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。		を支援することで、就農機会の確保及び担い手の確保・育成につながることから、事業の効果が将来に及ぶ。
		農地所有適格法人運営支援事業 ①事業の必要性 農業従事者の高齢化及び担い手不足により、地域の中心となる経営体の育成・確保が必要である。 ②具体の事業内容 会計事務等の専門家へ依頼した経費に対し補助金を交付する。 ③事業効果 設立間もない農地所有適格法人の経営の円滑化が図られることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	美郷町	補助金 地域の中心となる農業経営体の経営を支援することで、農業振興及び担い手の確保・育成につながることから、事業の効果が将来に及ぶ。
		6 次産業化支援事業 ①事業の必要性 農産物の加工、販売による農業経営の多角化・高度化を図る必要がある。 ②具体の事業内容 町内の農業者等で、農産物の加工販売や首都圏で販売促進するための経費等に対し補助金を交付する。 ③事業効果 農業経営の多角化・高度化を支援することで農業所得の向上が図られることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	美郷町	補助金 6 次産業化を支援することで農業経営の多角化が図られ、産業振興及び所得向上につながることから、事業の効果が将来に及ぶ。

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		畜産振興事業 ①事業の必要性 優良牛の導入促進による畜産経営の規模拡大並びに家畜の防疫処置・排泄物処理の適正化を支援する必要がある。 ②具体の事業内容 優良牛の導入、家畜の予防接種等の防疫費用及び家畜排泄物の町外施設への搬入費用等に対し補助金を交付する。 ③事業効果 優良牛の導入及び家畜の予防接種等の防疫が徹底され、畜産振興と畜産農家の経営安定につながることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	美郷町	補助金 優良牛導入及び家畜の防疫処置等を支援することで、畜産の振興につながることから、事業の効果が将来に及ぶ。
		サキホコレ作付応援事業 ①事業の必要性 秋田米新品種サキホコレの産地確立を図るため、作付けの推進が必要である。 ②具体の事業内容 サキホコレを作付けした農業者に対し補助金を交付する。 ③事業効果 サキホコレの産地確立及び付加価値向上につながることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	美郷町	補助金 サキホコレの産地確立とブランド力強化を図ることで農産物の付加価値向上につながることから、事業の効果が将来に及ぶ。
		起業家等総合支援事業 ①事業の必要性 雇用創出に向けた地域内での地場産業の振興や、起業・創業に焦点を合わせた内発的な振興の必要がある。 ②具体の事業内容 町内で新たに創業する場合、次の支援を行う。 (1)店舗等の新築等の費用助成 (2)新事業展開時の事業借入金の利子補給	美郷町	補助金 町内での起業を支援することで、将来にわたる産業振興及び雇用の創出につながることも

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		③事業効果 地域内の開業率を向上させることにより、新たな事業活動による地域活性化を促すとともに、将来的な雇用の創出につながることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。		ら、事業の効果が将来に及ぶ。
4 交通施設の整備、交通手段の確保		道路長寿命化事業 道路点検・修繕計画・修繕 ①事業の必要性 老朽化した道路ストックの長寿命化を図り、地域住民の安全な交通を確保する必要がある。 ②具体の事業内容 道路点検調査により、町道等の損傷・劣化等を把握し、調査結果に基づき長寿命化計画を策定した上で、計画に基づく予防的な修繕を実施する。 ③事業効果 道路予防修繕に係る経費の削減を図り、地域の道路網の安全性・信頼性を確保することができることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	美郷町	老朽化した道路の点検・修繕により、道路の長寿命化及び交通の安全安心につながることから、事業の効果が将来に及ぶ。
		橋梁長寿命化事業 橋梁点検・修繕計画・修繕 ①事業の必要性 従来の損傷が発生してから対応する対症療法型の管理から、劣化の進行を予測して適切な修繕を行う計画的な予防保全型の管理への転換を行い、道路橋梁の修繕に要するコストを削減する必要がある。 ②具体の事業内容 老朽化等により点検が必要な道路橋梁の調査を行い、損傷箇所等を確認し、専門家等の意見をもとに修繕計画を策定するとともに計画的に維持・修繕を行う。 ③事業効果 適切な点検と評価に基づく修繕を計画的に実施することで橋梁の長寿命化を図り、道路交通の安全性の確保や老朽化に伴う道路橋梁の修繕・架替えに要するコストを大幅に削減できることか	美郷町	老朽化した橋梁の点検・修繕により長寿命化を図ることで、将来にわたる道路交通の安全・安心につながることから、事業の効果が将来に及ぶ。

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		ら、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。		
		予約制乗合タクシー運行事業 ①事業の必要性 公共交通空白地域において町民の日常的な移動のための交通手段の確保の対策が必要である。 ②具体の事業内容 美郷町地域公共交通活性化再生協議会に負担金を支出して予約制乗合タクシーを運行する。 ③事業効果 公共交通空白地域が解消されるとともに住民生活の利便性向上が図られることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	美郷町	負担金 公共交通空白地域の交通手段を確保することで、交通弱者等の生活の利便性向上につながることから、事業の効果が将来に及ぶ。
5 生活環境の整備		合併浄化槽導入促進事業 ①事業の必要性 生活雑排水を浄化することで水質汚濁や腐敗臭等を防止し、快適な生活環境を確保する必要がある。 ②具体の事業内容 住民が新規に設置する合併処理浄化槽の導入費用に対して支援を行う。 ③事業効果 合併処理浄化槽を導入することで水質汚濁や腐敗臭等の防止につながり、快適な生活環境の確保が図られることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	美郷町	補助金 生活雑排水の適正な処理を支援することで、快適な生活環境の維持につながることから、事業の効果が将来に及ぶ。
		合併浄化槽水質環境保全事業 ①事業の必要性 合併処理浄化槽の適正な維持管理を行う必要がある。 ②具体の事業内容 合併処理浄化槽の設置者が行う水質検査費用に対して支援を行う。 ③事業効果 設置者による合併処理浄化槽の点検、検査の実施により、適正な維持管理が図られることから、	美郷町	補助金 生活雑排水の適正な処理を支援することで、快適な生活環境の維持につながることから、事業

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。		の効果が将来に及ぶ。
		地下水対策事業 ①事業の必要性 地下水を水源としている地域において、飲用水を安定的に確保する必要がある。 ②具体の事業内容 家庭用飲用井戸の設置費用に対して支援を行う。 ③事業効果 地下水を水源としている地域で安定的に飲用水を確保することができ、生活環境の向上が図られることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	美郷町	補助金 飲料水の安定的な確保を支援することで、快適な生活環境の維持につながることから、事業の効果が将来に及ぶ。
		公共施設等解体事業 ①事業の必要性 有効活用が困難となっている老朽化した公共施設での防災・防犯上の危険を回避する必要がある。 ②具体の事業内容 老朽化した公共施設の解体撤去を実施する。 ③事業効果 有効活用が困難となっている老朽化した公共施設を解体撤去することで、防災・防犯上の危険の回避と維持管理経費が図られることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	美郷町	有効活用が困難な公共施設を解体撤去することで、安全安心な生活環境の維持につながることから、事業の効果が将来に及ぶ。
		次期総合防災システム ①事業の必要性 災害に強い通信ネットワークと、県と市町村の情報共有力を備えた総合防災情報システムを新たに構築する必要がある。 ②具体の事業内容 次期総合防災情報システムを新たに構築する。 ③事業効果 県と市町村の災害関連情報の迅速な伝達と速やかな共有により災害対応の精度が向上するこ	県・町	負担金 デジタル技術を活用し防災力を強化することで、安全・安心な生活につながることから、事業

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		とから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。		の効果が将来に及ぶ。
		住宅リフォーム緊急支援事業 ①事業の必要性 町民の住環境を向上させるため、既存の一般住宅の整備を支援する必要がある。 ②具体の事業内容 一般住宅のリフォーム費用に対して支援を行う。 ③事業効果 既存の一般住宅の居住環境の質が向上し、安全・安心で快適な環境での定住につながることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	美郷町	補助金 一般住宅のリフォームを支援することで、安全・安心及び快適な住環境の維持と定住につながることから、事業の効果が将来に及ぶ。
		危険空家解体補助事業 N=60 件 ①事業の必要性 安全で安心なまちづくりを推進するため、危険空家解体費用の支援が必要である。 ②具体の事業内容 危険空家の解体費用に対し補助金を交付する。 ③事業効果 危険空家を解体することで、安全で安心して暮らせる生活環境の確保につながることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	美郷町	補助金 危険空家を解体することで生活環境の確保につながることから、事業の効果が将来に及ぶ。
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進		不妊・不育症治療費助成事業 ①事業の必要性 少子化、人口減少が進行する中で、出生率の向上につながる支援の充実が必要である。 ②具体の事業内容 特定の不妊治療及び不育症の治療を受ける夫婦に対し治療費を助成する。 ③事業効果 少子化対策として、安心して子を産み、子育てを楽しむ、子どもが健やかに成長できる環境の整	美郷町	補助金 不妊・不育症治療を支援することで、出生率の向上及び少子化の改善につながるこ

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		備が図られることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。		ら、事業の効果が将来に及ぶ。
		子ども医療費助成事業 ①事業の必要性 少子化、人口減少が進行する中で、子育て世帯に対する子育て支援の充実が必要である。 ②具体の事業内容 秋田県福祉医療費支給事業で所得制限等により非該当または自己負担の発生する者に対し医療費を助成する。また、対象年齢を高校生まで拡大する。 ③事業効果 子育て支援の充実により、子育て世帯の定住環境の整備が図られることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	美郷町	補助金 子育て世帯に対する経済的な支援をすることで、子育て支援の充実及び定住につながることから、事業の効果が将来に及ぶ。
		ふれあい安心電話事業 高齢者世帯等の緊急通信体制の整備 ①事業の必要性 一人暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯及び身体障害者の緊急時の安否確認のための対策が必要である。 ②具体の事業内容 急病や災害などの緊急時に簡単に通信できる電話機を無償貸与し、有事の際、委託を受けた社会福祉協議会へ緊急通報する。 ③事業効果 一人暮らしの高齢者等の安全・安心な暮らしの確保が図られることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	美郷町	高齢者や身体障害者の緊急時の安否確認を迅速に行うことで、住民の安全・安心の確保につながることから、事業の効果が将来に及ぶ。
		軽度生活援助事業 高齢者世帯等の軽度な生活支援 ①事業の必要性 一人暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯の日常生活上の軽度な援助を支援するための対策が必要である。 ②具体の事業内容 軽度の生活援助が必要な高齢者が除雪や草刈	美郷町	一人暮らしの高齢者等の日常生活上の軽度な作業の援助を行うこと

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		り等を委託した場合に経費の一部を助成する。 ③事業効果 一人暮らしの高齢者等の日常生活の負担軽減及び自立生活の支援が図られることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。		で、高齢者の日常生活の負担軽減につながることから、事業の効果が将来に及ぶ。
		除雪作業援助事業 高齢者世帯等の除雪支援 ①事業の必要性 一人暮らしの高齢者等が、冬期間の安全な生活を確保するための支援が必要である。 ②具体の事業内容 自力で雪下ろしが困難な一人暮らしの高齢者等が、屋根の雪下ろしを事業者等へお願いする際、その費用の一部を助成する。 ③事業効果 一人暮らしの高齢者等の冬期間における日常生活の負担軽減及び自立生活の支援が図られることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	美郷町	一人暮らしの高齢者等の冬期間の雪下ろし作業の援助を行うことで、高齢者の冬期間の生活の負担軽減につながることから、事業の効果が将来に及ぶ。
		生きがい活動支援通所事業 高齢者等の介護予防・在宅生活支援 ①事業の必要性 家に閉じこもりがちな高齢者等の社会的孤立の解消や介護状態への進行防止等、高齢者が、安心して生活を継続することができるよう施策を行う必要がある。 ②具体の事業内容 町の施設で教養活動やスポーツ活動等各種サービスを提供する。 ③事業効果 家に閉じこもりがちな高齢者等が、安心して生活を継続することにつながることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	美郷町	高齢者等に教養活動等を提供することで、高齢者等の社会的孤立の解消や健康生活の維持につながることから、事業の効果が将来に及ぶ。

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		介護用品給付事業 要介護者等の在宅生活支援 ①事業の必要性 寝たきり高齢者や障害者等が安心して生活を継続することができるよう、支援する必要がある。 ②具体の事業内容 寝たきり高齢者や障害者等を介護している家族に対し、紙おむつ等の現物給付を行い支援する。 ③事業効果 本人及び介護者の経済的、精神的負担の軽減より、要介護者が安心して日常生活を継続することにつながることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	美郷町	介護を必要とする高齢者等を支援することで、本人及び介護者の経済的・精神的負担の軽減につながることから、事業の効果が将来に及ぶ。
		透析通院者支援事業 ①事業の必要性 透析通院者の経済的負担を軽減するため、支援する必要がある。 ②具体の事業内容 透析通院者の血液透析のための通院費用の一部を助成する。 ③事業効果 透析通院者の経済的負担の軽減により、治療の支援につながることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	美郷町	補助金 透析通院者に対する経済的な支援をすることで、経済的負担の軽減と治療の支援につながることから、事業の効果が将来に及ぶ。
		看護師配置事業 ①事業の必要性 少子化、人口減少が進行する中で、子育て世帯に対する子育て支援の充実が必要である。 ②具体の事業内容 看護師をこども園に配置し、園児の健康管理を支援する。 ③事業効果 子育て支援の充実により、子育て世帯の定住環	美郷町	負担金 認定こども園に看護師を配置し健康管理を支援することで、子育て支援及び定住

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		境の整備が図られることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。		につながる ことから、事業の効果が将来に及ぶ。
		シニア元気いきいき支援事業 ①事業の必要性 高齢者が元気でいきいきとした生活を送るため、外出の機会を創出し、健康の保持増進、福祉の向上が必要である。 ②具体の事業内容 町内在住の65歳以上の希望する方に対し、はり・きゅう・マッサージ施術費、温泉施設利用料、バスタクシー運賃の一部を助成する。 ③事業効果 外出の機会が創出され、健康の保持増進等による医療費の抑制や福祉の向上が図られ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	美郷町	高齢者に外出の機会を創出することにより、健康の保持・増進が促され、医療費の抑制や福祉の向上が図られ、事業の効果が将来に及ぶ。
7 医療の確保		病院群輪番制事業 ①事業の必要性 夜間等において救急医療に対応するための体制の整備が必要である。 ②具体の事業内容 輪番制方式により、夜間等における重症救急患者の診療を受け入れる体制を整備する事業を支援する。 ③事業効果 救急医療体制の整備により、住民の生命が保護され、安全・安心な暮らしの確保が図られることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	大曲仙北 広城市町 村圏組合	負担金 夜間等の救急医療体制の整備を支援することで、地域医療の確保につながることから、事業の効果が将来に及ぶ。
		歯科在宅当番医制事業 ①事業の必要性 休日等において歯科診療に対応するための体制の整備が必要である。 ②具体の事業内容 休日等における歯科在宅当番医による歯科診療を受け入れる体制を整備する事業を支援する。	大曲仙北 広城市町 村圏組合	負担金 休日等の歯科医療体制の整備を支援することで、地域医

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		③事業効果 歯科在宅当番医制の整備により、安全・安心な暮らしの確保が図られることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。		療の確保につながることから、事業の効果が将来に及ぶ。
8 教育の振興		学校生活支援員配置事業 ①事業の必要性 児童生徒の個性に合わせた特別支援教育の充実が必要である。 ②具体の事業内容 特別支援教育支援員を小中学校に配置し、特別な支援を必要とする児童生徒を支援する。 ③事業効果 特別支援教育の充実により、子育て世帯の定住環境の整備が図られることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	美郷町	特別な支援を必要とする児童生徒への支援の充実を図ることで、教育の充実及び定住につながることから、事業の効果が将来に及ぶ。
		外国語教育充実事業 ①事業の必要性 国際理解教育の推進のため、小中学校からの英語教育の充実が必要である。 ②具体の事業内容 英語指導助手を小中学校に配置し、教諭をサポートして児童生徒の英語習得を支援する。 ③事業効果 教育環境の充実により、他地域との格差のない教育を受けることで子育て世帯の定住環境の整備が図られることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	美郷町	小中学校の外国語教育の充実を図ることで、教育の充実につながることから、事業の効果が将来に及ぶ。
		友好都市等との学校間交流推進事業 ①事業の必要性 友好都市等の小中学校との交流を促進し、将来の美郷を町内外から担う子どもを育成する必要がある。 ②具体の事業内容	美郷町	友好都市等との学校間交流を推進することで、

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		町内小中学校と友好都市等の小中学校が互いの学校を訪問し、交流することを支援する。 ③事業効果 交流事業の推進により、町の良さを認識し、町の将来を支えていこうとする意識が生まれ、町を担う人材を育成するとともに、交流人口の拡大も図られることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。		人材の育成及び交流人口の拡大につながることから、事業の効果が将来に及ぶ。
		子どもふるさと交流支援事業 ①事業の必要性 学力向上につながる子どもの感性を育てるため体験活動や様々な人との交流を積極的に推進する必要がある。 ②具体の事業内容 町内小学校4年生が町内の宿泊施設に宿泊して、様々な交流活動を実施する。 ③事業効果 交流事業の充実により、豊かな人間性を育み自立する力が養われることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	美郷町	子どもの体験活動や交流活動を実施することで、豊かな人間性の育成につながることから、事業の効果が将来に及ぶ。